

防府市環境基本計画

中間年度・見直し

平成28年12月

防 府 市

目 次

第1章	計画の基本事項		
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の範囲	2
1-4	計画の期間	2
第2章	目標とその達成に向けた施策の展開		
2-1	基本目標	4
2-2	計画の方針	8
2-3	施策の体系	9
2-4	横断的な視点	10
(1)	環境保全対策の充実	10
(2)	地球温暖化対策の推進	11
(3)	自然保護対策の推進	11
第3章	計画の推進		
3-1	計画の進行管理及び公表	12
3-2	財政上の措置	12
3-3	国や県、近隣自治体との連携	12
第4章	目標の実現に向けた取組		
I	環境への負荷が少ないまちづくり		
(1)	安全で健やかな生活環境を守ります		
	・きれいな空気の確保	14
	・きれいな水の確保	16
	・静穏の保持	18
(2)	ごみの適正処理と3Rを進めます		
	・廃棄物の適正処理の徹底	20
	・3Rの推進	22
(3)	省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます		
	・省エネルギー・新エネルギーの普及	24

II	良好な環境を創造するまちづくり	
(1)	人がふれあい、大切に自然環境をつくります	
	・都市緑化、水辺の再生	26
	・人と自然のふれあいの確保	28
(2)	環境をいかす産業を育てます	
	・農林水産業の基盤整備と担い手の育成	30
	・新たな産業の育成	32
	・地産地消の推進	34
(3)	みんなに優しい交通環境をつくります	
	・良好な自動車交通の推進	36
	・多様な交通手段の確保	38
III	みんなで考えみんなが築くまちづくり	
(1)	環境教育・環境学習を広げます	
	・環境教育・環境学習の浸透	40
(2)	自主的な取組と協働の輪を広げます	
	・自主的な取組と協働の輪の拡大	42

附属資料

1	環境意識調査	44
2	防府市環境基本計画 推進体制図	51
3	防府市環境基本計画 中間年度・見直し 経過	51
4	防府市環境審議会条例	52
5	防府市環境審議会委員名簿	54
6	防府市環境保全推進委員会設置要綱	55
7	用語解説	57

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の背景と目的

【環境基本計画の策定の背景】

本市では、平成 18 年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とした（後に平成 23 年度まで期間を延長）「防府市環境基本計画」を策定しました。この計画においては、「“元気”に住める環境づくり」を基本目標とし、目標実現に向けて 5 つの長期目標（Ⅰ地域の環境にやさしいまちの実現、Ⅱ循環を基調とする環境に配慮したまちの実現、Ⅲ自然と人が共生する豊かで潤いのあるまちの実現、Ⅳ防府の“たたずまい”が感じられるまちの実現、Ⅴ地球環境にやさしいまちの実現）を掲げ、環境保全の取組を進めてきました。

また、これまでの取組の状況や社会状況の変化、新たな課題などを踏まえ、目標や具体的な取組などを見直し、平成 24 年に平成 24 年度から平成 33 年度までを計画期間とした新たな「防府市環境基本計画」を策定し、環境保全への取組を推進しています。

【本市を取り巻く社会状況の変化】

国では、平成 24 年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生なども踏まえ、環境政策の方向性として、環境行政の目標である持続可能な社会を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会と位置付けました。

また、平成 24 年 7 月には、再生可能エネルギーの普及を図ることを目的に、「固定価格買取制度」を開始したほか、平成 26 年 4 月には、中長期のエネルギー需給構造を視野に入れ、今後取り組むべき政策課題と、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針をまとめた「第四次エネルギー基本計画」を策定しています。

県では、平成 25 年 10 月に環境に関連する重要な計画等に対応する上位計画として、「第三次山口県環境基本計画」を策定しています。また、これに先立って、平成 25 年 3 月には、「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定しているほか、平成 25 年 7 月には、環境・エネルギー産業の育成・集積を図ること等を掲げた「やまぐち産業戦略推進計画」を策定しています。

また、平成 26 年 8 月には、県の産業特性や地域特性をいかした独自の取組を進める 5 つの施策の柱を新たに設けた「山口県地球温暖化対策実行計画」を、平成 28 年 3 月には、県民・事業者総ぐるみによる 3 R の推進や廃棄物の適正処理の推進等を基本方針とした「山口県循環型社会形成推進基本計画（第三次計画）」を策定しています。

【環境基本計画の中間見直し】

本計画では、基本目標に対して数値目標を設定しているほか、各基本施策においては、満足度指標及び進捗管理指標を設定し、計画の進捗状況の評価を行っています。

今回、計画期間の中間年度に当たり、本市を取り巻く社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、施策等において見直しを行うものです。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第四次防府市総合計画で表した将来都市像を環境面から実現するための計画です。

なお、一事業者・一消費者としての市（市役所）による環境の保全への取組については、別途に「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、その確実な実行を確保します。また、本市の環境の状況、本計画及び「防府市役所環境保全率先実行計画」の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。

1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・行政を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

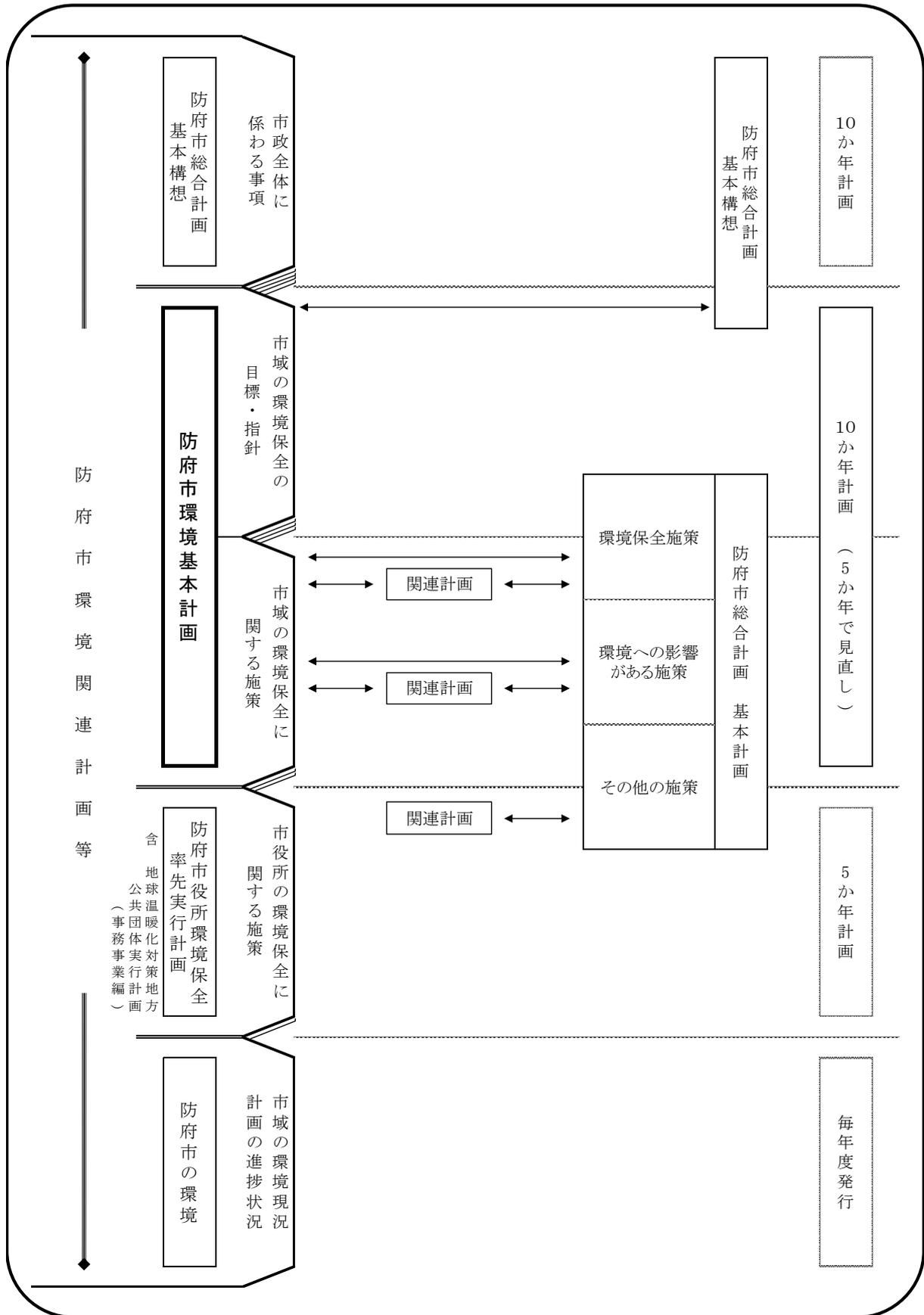
また、対象とする施策分野は、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン 2020」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）基本計画の“分野別計画”で示された以下の環境関連施策とします。

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| ・ 環境保全対策の推進 | ・ 水産業の振興 | ・ 生活交通の充実 |
| ・ 循環型社会の形成 | ・ 工業の振興 | ・ 上下水道の整備 |
| ・ 環境衛生の推進 | ・ 観光の振興 | ・ 公園・緑地の整備 |
| ・ 農業の振興 | ・ 広域交通ネットワークの整備 | ・ 適正な土地利用の推進 |
| ・ 林業の振興 | | |

1-4 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年（2012 年）度から平成 33 年（2021 年）度までの 10 年間としていますが、中間年度である平成 28 年度に、社会状況の変化や進捗確認年度である平成 27 年度の状況を踏まえ、一部施策の見直しを行うものです。

H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度	H29 年 度	H30 年 度	H31 年 度	H32 年 度	H33 年 度	H34 年 度
計画改訂	目標基準年度				進捗確認年度	施策等の見直し				進捗確認年度	次期計画の検討 目標年度	
		← 計 画 期 間 →										



第2章 目標とその達成に向けた施策の展開

2-1 基本目標

「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりを目指すこととし、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標が、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の目標数値を掲げます。

【環境基準】

環境基準達成率 ※別表①

目標 基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 27 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
78.2%	100%	83.8%	100%	100%

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を基本目標（目標数値）とします。

進捗確認年度である平成 27 年度には、5.6%の向上が見られましたが、目標である 100%に達していません。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、早期にその全てが達成されることを目指します。

【市民満足度】

“豊かで美しい自然が身近にある”と思う市民の割合

目標 基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 26 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
70%	75%	80%	80%	80%↑

※8割の市民が満足していれば、目標をおおむね達成しているものとして、満足度80%を基準にしています。実績が既に80%に達しており、更に上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしています。

環境の状況の感覚的判断として、市民アンケートによる市民満足度を用いることとし、「豊かで美しい自然が身近にあると思う市民の割合」を基本目標（目標数値）とします。

進捗確認年度である平成 26 年度には、満足度が 10%向上し、目標値に達していますが、更なる満足度の向上を目指します。

【廃棄物・温室効果ガス】

明るい・豊かな・健やかな郷土の継承のためには、その時々における環境の状況が良好であるだけでなく、その環境を将来の世代に引き継げるよう、環境への負荷が少なく、資源の保存が見込める持続可能な日常の生活・事業活動への転換が必要です。このため、各年度における「廃棄物排出量」と「温室効果ガス排出量」も基本目標（目標数値等）とします。

基本目標とする廃棄物排出量のうち廃棄物の最終処分量については、平成 26 年 4 月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入を実施したことなどにより、進捗確認年度の平成 27 年度はもとより、平成 33 年度の当初の目標を既に達成しており、環境負荷の低減や資源の有効利用を促進するため、目標年度における数値の見直しを行いました。

ただし、温室効果ガスについては、その削減に向けた計画の進行管理体制が十分に確立されていないことから、当面の間、参考値を明らかにするとともに、関連施策の推進を図ります。温室効果ガスの削減に向けた進行管理体制の確立が達成された後は、目標数値を明らかにするとともに本計画の見直しを行います。この場合、本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含する計画とします。

廃棄物の最終処分量

目標 基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 27 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
8,617 t	6,583 t	972 t	915 t	898t

※平成 27 年度の処理区域内人口 117,893 人

※平成 33 年度の数値は、処理区域内人口 114,702 人を推計値として算出

廃棄物排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「最終処分量」を基本目標（目標数値）とします。ただし、台風災害等に伴う埋立ごみの量は除きます。

参考値：二酸化炭素排出量（推計値）※別表②

目標基準年度	現況推計	目標年度
平成 17 年度 (2005 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
1,723 千 t - CO ₂	1,675 千 t - CO ₂	削減

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を参考値とします。

また、目標基準年度については、国の目標等で用いられる平成 17 年度（2005 年度）とします。

別表①「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」

分野	指標名		目標基準年度		進捗確認年度	
			測定地点等数	環境基準達成数	測定地点等数	環境基準達成数
大気	二酸化硫黄	長期的評価	4	4	4	4
		短期的評価	4	4	4	4
	浮遊粒子状物質	長期的評価	4	4	4	4
		短期的評価	4	0	4	3
	二酸化窒素		2	2	2	2
	光化学オキシダント		1	0	1	0
水質 (海域)	化学的酸素要求量 (COD)		6	4	6	4
	全窒素		3	3	3	3
	全 ^{りん} 磷		3	3	3	3
水質 (河川)	生物化学的酸素要求量 (BOD)		2	2	2	2
水質 (地下水)	概況調査		12	12	9	9
騒音	一般地域	昼間	17	17	17	17
		夜間	17	12	17	13
	道路に面する地域 (測定地点における評価)	昼間	12	7	12	9
		夜間	12	6	12	7
	新幹線鉄道騒音		1	0	1	0
	航空機		6	6	4	4
合計			110	86	105	88

※ 目標基準年度において、騒音（一般地域）は平成 22 年度、騒音（一般地域以外）は平成 22 年度時点で最新のもの。その他については平成 21 年度

※ 進捗確認年度において、騒音（一般地域）は平成 27 年度、騒音（一般地域以外）は平成 27 年度時点で最新のもの。その他については平成 26 年度

※ 騒音（一般地域、道路に面する地域）において、環境基準の地域の類型が指定されていない地域については、主として住居の用に供される地域と同一の基準値で判定

別表②「参考値：二酸化炭素排出量（推計値）の内訳」

			平成 17 年度 (2005 年度)		平成 25 年度 (2013 年度)		目標 基準 年度比	
			排出量 (1,000t-CO ₂)	シェア	排出量 (1,000t-CO ₂)	シェア		
エネルギー起源	産業部門	製造業	967	57.3%	854	52.1%	-11.7%	
		建設・鉱業	19		14		-26.3%	
		農林水産業	2		4		100%	
		計	988		872		-11.7%	
	家庭部門		228	13.2%	260	15.5%	14.0%	
	業務その他部門		197	11.4%	272	16.2%	38.1%	
	運輸部門	自動車	旅客自動車	130	16.9%	131	15.0%	0.8%
			貨物自動車	93		77		-17.2%
			計	223		208		-6.7%
		鉄道		8		9		12.5%
		船舶		61		35		-42.6%
		計		292		252		-13.7%
		エネルギー転換部門（発電所等）		-		-		-
	小 計		1,705	98.8%	1,656	98.8%	-2.9%	
非エネルギー起源	工業プロセス		-	-	-	-	-	
	廃棄物（一般廃棄物処理場分）		18	1.0%	19	1.1%	5.6%	
	燃料からの漏出		-	-	-	-	-	
	小 計		18	1.0%	19	1.1%	5.6%	
合 計			1,723	99.8%	1,675	99.9%	-2.8%	

※ シェアは四捨五入で表示しているため、合計が合わないことがある。推計方法は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル（第1版）簡易版」による。ただし、産業部門（製造業）については、産業分類の細分類化を行っている。

2-2 計画の方針

本計画では、基本目標を実現するための取組について、3つの方針を掲げます。

I 環境への負荷が少ないまちづくり

本市では、かつてのような深刻な環境汚染を引き起こす大規模な産業型公害の問題はなくなりましたが、日常の生活や事業活動に伴う排ガス、排水、騒音・振動などにより現在もなお、良好で快適な環境を完全に取り戻すまでには至っていません。

また、大量生産・大量消費によるエネルギー消費量の増大や廃棄物の増加は、長年の積み重ねによって、化石燃料・生物資源の枯渇や地球温暖化による異常気象など世界中の人々の生活基盤を脅かす懸念を生んでいます。

私たちは、自然の持つ浄化能力や循環能力を超える環境への負荷をもたらす日常の生活や事業活動の在り方を見直し、低炭素社会、循環型社会を構築するなど、「環境への負荷が少ないまちづくり」を行います。

II 良好な環境を創造するまちづくり

本市には、大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺、南部の広大な平野部など多彩で豊かな自然環境があり、生活環境、産業立地の好条件を備えています。このため、古くは田畑や入浜式塩田が大規模に築かれ、近代では多くの企業が進出し、臨海工業地帯を形成してきました。

しかし、各種開発行為や、少子高齢化と産業構造の転換の進展による一次産業の担い手不足等により、これまで多くの恵みを与えてくれた自然環境は疲弊しています。

私たちは、持続可能な地域の発展のため、自然環境を保全・再生するとともに、自然をいかす産業を育むなど、「良好な環境を創造するまちづくり」を行います。

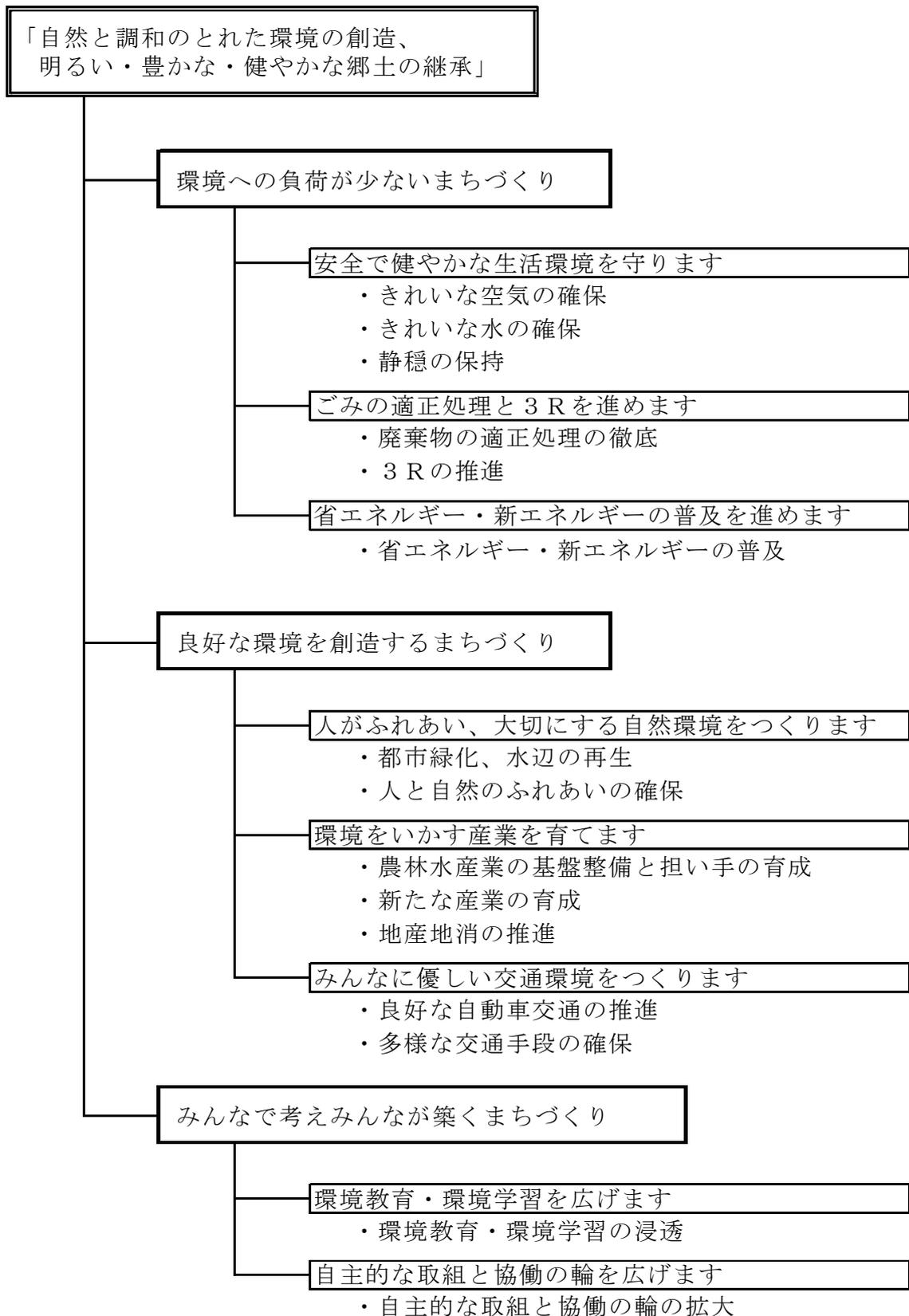
III みんなで考えみんなが築くまちづくり

近年では、市民活動への参加意欲の高まりを背景に、情報の共有と市民参画の促進を通じた市民が主役の地域づくりを進めていくことが重要となっています。また、今日の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動の様式と深く関わっていることから、一人ひとりが環境問題を正しく理解し、行動につなげることが欠かせません。

私たちは、共通の認識に立って自主的、積極的に環境の保全に取り組む「みんなで考えみんなが築くまちづくり」を行います。

2-3 施策の体系

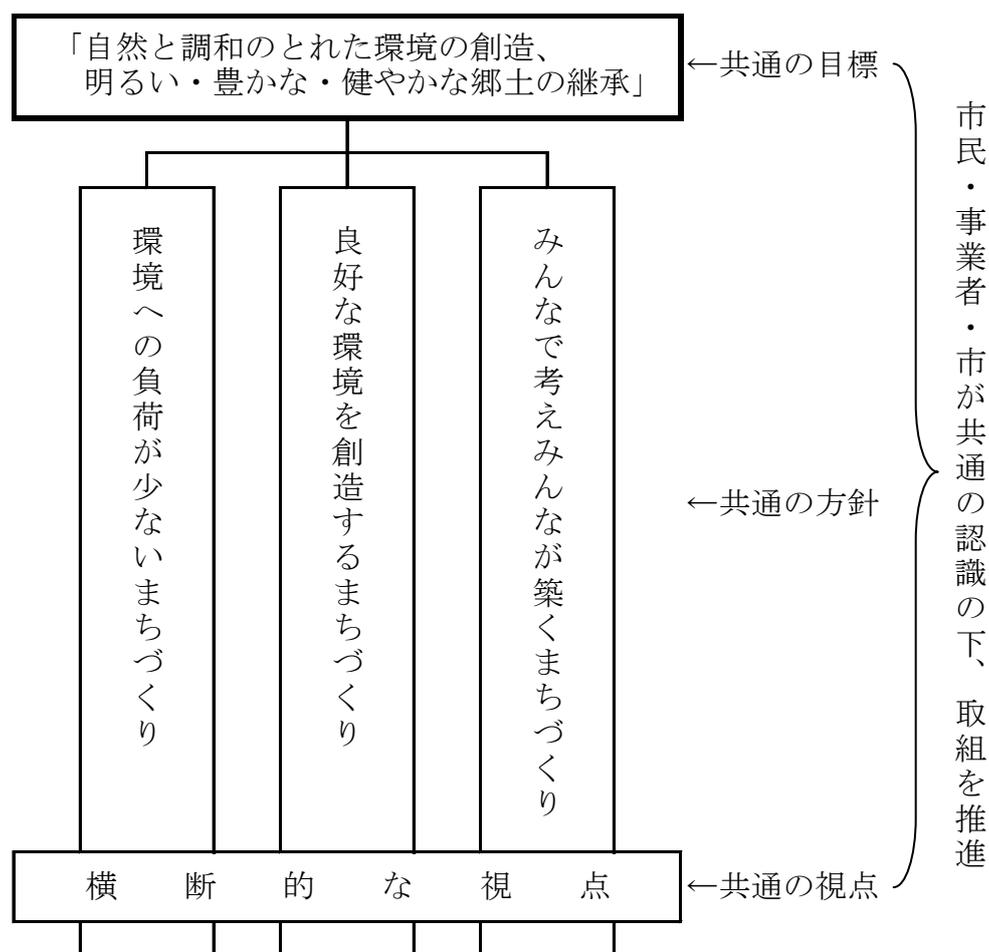
本計画の方針に基づき、次のとおり基本施策の体系を定めます。



2-4 横断的な視点

環境の保全に向けては、さまざまな課題が、多様な手法による取組の下に統合的に解決される必要があります。

本計画では、個々の基本施策を推進していく上で、特に意識すべき視点を示し、それぞれの取組が、分断されることなく基本目標の実現に向かって進められることを目指します。



(1) 環境保全対策の充実

私たちの暮らしの場は、良好な環境の上に成り立っており、環境を保全することは、「まち」の維持・発展における土台づくりといえます。

しかしながら、日常生活や事業活動を営む上で、環境への負荷を全く伴わないことは現実的でなく、今後も環境への負荷の低減や自然の持つ浄化能力・循環能力の再生に絶えず取り組むことが求められます。また、行政においては、地方分権改革・地域主権改革の進展に伴い、自らの責任と判断による自治体運営を行うための行政能力の向上が求められています。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に受動的で一過性のものとして行うのではなく、自主的かつ継続的に行われるよう「環境保全対策の充実」を意識して進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化については、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書において「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」とされており、その影響の可能性から将来予想される被害についての懸念が高まっています。我が国においても、地球温暖化の主要な原因とされている人為的に排出される温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素排出量を大幅に減少させる「低炭素社会の構築」は環境保全の方針の大きな柱となっています。

低炭素社会の構築に向けては、二酸化炭素を吸収する森林の保全・整備と二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を減少させる努力が不可欠です。日常の生活や事業活動のほとんどで化石燃料の消費が行われる現状では、全ての活動において低炭素社会の構築を意識することが必要であり、また、意識することが可能です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単にその目的だけのために行うのではなく、「地球温暖化対策の推進」も意識して進めます。

(3) 自然保護対策の推進

自然保護対策については、森林の無秩序な伐採等の規制、特定の自然風景地や野生生物の保護、都市における緑化の推進などがそれぞれ個別に行われていました。しかし現在においては、動物、植物、微生物の豊かな多様性と、その遺伝子の多様性、そして地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する「生物多様性」の概念の下、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、総合的な対策が行われる必要があります。

生物多様性の保全等に向けては、原生的な自然や特定の野生生物のみならず里地里山などのより広い範囲での自然が対象となるほか、森、里、川、海の豊かな恵みを持続可能な形で引き出すため、それらを個別に保全・再生するだけでなく、相互に影響し合うことを念頭に、適切に整備・利用していくことが重要です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に直接的な人の健康・生命及び生活環境への影響だけを意識するのではなく、「自然保護対策の推進」も意識して進めます。

第3章 計画の推進

3-1 計画の進行管理及び公表

本計画では、施策が着実に推進されるよう、行政評価を活用して計画の進行管理を行います。

基本目標に掲げた目標数値並びに各基本施策に定める満足度指標及び進捗管理指標について、調査資料等により数値を把握するとともに、環境意識調査及び第四次防府市総合計画の終了時期に併せて実施される市民アンケートにより計画の進捗状況进行评估します。

また、評価の結果は毎年度発行する「防府市の環境」において公表するとともに、防府市環境審議会への報告を行い、必要な助言・提言を求めた上で、評価の結果を事業の実施に反映させ、市民の立場に立った行政運営と透明性の確保を図ります。

3-2 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

3-3 国や県、近隣自治体との連携

海域・河川の水質汚染対策や地球環境問題などの本計画の推進だけでは根本的な解決が難しい環境問題に対する取組や、ゴミゼロエミッション、新エネルギー利用など広域的な枠組みにおいて推進する取組、環境教育・環境学習分野における既存資産を活用した取組などに関しては、国や県、近隣自治体と協力・連携し、効果的に推進されるよう努めます。

第4章 目標の実現に向けた取組

方針 / 施策

取組

I 環境への負荷が少ないまちづくり

(1) 安全で健やかな生活環境を守ります

- ・きれいな空気の確保
- ・きれいな水の確保
- ・静穏の保持

(2) ごみの適正処理と3Rを進めます

- ・廃棄物の適正処理の徹底
- ・3Rの推進

(3) 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます

- ・省エネルギー・新エネルギーの普及

II 良好な環境を創造するまちづくり

(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

- ・都市緑化、水辺の再生
- ・人と自然のふれあいの確保

(2) 環境をいかす産業を育てます

- ・農林水産業の基盤整備と担い手の育成
- ・新たな産業の育成
- ・地産地消の推進

(3) みんなに優しい交通環境をつくります

- ・良好な自動車交通の推進
- ・多様な交通手段の確保

III みんなで考えみんなが築くまちづくり

(1) 環境教育・環境学習を広げます

- ・環境教育・環境学習の浸透

(2) 自主的な取組と協働の輪を広げます

- ・自主的な取組と協働の輪の拡大

■ 「満足度指標」及び「進捗管理指標」の基準年度値と現状値について

- 1 市民アンケートを基にしたもの
防府市総合計画の進捗管理のために実施しているものです。
調査は平成22年度と平成26年度に行われています。
- 2 環境意識調査を基にしたもの
 - (1) 満足度
市民、事業者の回答を合計した数値を基準年度値及び現状値としています。
 - (2) 意識度
市民と事業者それぞれの回答を基準年度値及び現状値としています。

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

きれいな空気の確保

現状と課題

大気汚染については、ばい煙、粉じん等の規制が続けられていますが、大気環境の状況は、望ましい状況に達しておらず、今後も規制、監視・測定を続けるとともに、より幅広い対策を講じる必要があります。

また、ダイオキシン類対策、シックハウス対策などに向けた化学物質の適正管理や悪臭対策についても、規制が続けられていますが、配慮に欠けた事業活動などによる公害苦情が発生しています。

これらの問題は、より身近な場所が発生源となることが多く、また、影響の受け方に個人差があることから、問題に関する理解を深めることが必要となっています。

さらには、近年北東アジアの大気環境の悪化を背景とした微小粒子状物質(PM_{2.5})等の汚染物質の越境が問題となっており、正確な情報の把握や注意喚起情報の速やかな周知が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、自らが発生させる大気汚染物質、悪臭、人に悪影響を与える化学物質の飛散を最小化するとともに、周囲への影響に注意を向けることにより、「きれいな空気の確保」を図ります。

市民の取組

- どんど焼き、バーベキューなど、一過性の燃焼行為であっても、周囲への影響を考慮します。
- ペットの臭いが周囲の迷惑にならないよう配慮します。
- 塗料、接着剤など家族や周囲に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品は、適正に使用、保管します。

事業者の取組

- 農林水産業を営む上で、やむを得ず行う廃棄物の焼却であっても、周囲への影響に配慮します。
- ばい煙、粉じんの発生に当たっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪臭の発生について、法令を遵守するとともに、その防止を図ります。
- 悪臭の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 揮発性有機化合物を扱う際は、適正に使用、管理します。

市の取組

- 県と協力し、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の発生施設を監視するとともに、大気環境の状況を注視します。
- 市ホームページ等により、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、光化学オキシダントに関する情報の提供を行うとともに、県から発令される注意喚起情報の速やかな周知に努めます。
- 悪臭に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、その防止を図ります。
- 県と協力し、ダイオキシン類対策に向けた適正な焼却炉利用やアスベストを含む建設材の適正処理などについて、監視・指導に努めます。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 大気汚染、悪臭などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 化学物質による人の健康や生物の多様性に有害な影響について、その情報の収集と提供に努めるとともに、注意が必要な製品の適正な使用、管理の周知を図ります。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている	63% (H23)	68%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気を付けている	市民意識度	81% (H23)	85%	95%
ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	57% (H23)	62%	70%
市による大気関係の測定回数 (年間)	市事業成果	10 検体 (H22)	9 検体	10 検体
市による悪臭の測定回数 (年間)	市事業成果	17 検体 (H22)	30 検体	30 検体

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

きれいな水の確保

現状と課題

水質汚濁については、特定の排水処理施設への規制や、下水道の整備と浄化槽の普及による生活排水の衛生処理率の向上により環境への負荷は低減されてきており、佐波川の水質が望ましい状況にあるなど、一定の改善を見せていますが、海域については、一部で環境基準に達していないなど、対策の継続が必要な状況にあります。また、身近な河川・水路での悪臭の発生や生物の生息・生育への悪影響に端を発する水質に関する公害苦情が発生しており、きめ細かい対策の重要性も高まっています。

地下水をはじめとする水環境への影響が大きい土壌汚染については、一部の地域でテトラクロロエチレンによる汚染が引き続き確認されています。その他の地域では、問題が確認されていませんが、問題が潜在している可能性があることから、土地利用者等による土壌汚染状況の把握が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常の生活・事業活動に伴う排水の浄化を図るとともに、水質と土壌の汚染状況を確認することにより、「きれいな水の確保」を図ります。

市民の取組

- 公共下水道区域では水洗化に、公共下水道区域外では浄化槽の設置に努めます。
- 設置した浄化槽は適正に管理します。
- 調理くずや使用済み食用油は流さず適正な処理に努めます。
- 洗剤は量を量って正しく使うよう努めます。
- 飲用井戸の利用に当たっては、定期的な水質検査を行います。
- 悪臭の発生防止のため、身近な河川・水路の清掃に努めます。
- 土地の売買、造成等に当たっては、土壌の汚染状況の確認に努めます。

事業者の取組

- 排水に当たっては、法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品（農薬、化学肥料、洗剤等）の使用に当たっては、水質、土壌の汚染防止を図ります。
- 地下水の採取に当たっては、持続的な利用に向けた配慮を行います。
- 地下水の利用に当たっては、適切な水質検査を行います。
- 土地の売買、造成等に当たっては、土壌の汚染状況の確認に努めます。

市の取組

- 県と協力し、特定の排水施設を監視するとともに、水質環境の状況を注視します。
- 県と協力し、地下水や土壌の汚染状況の把握に努めるとともに、土地所有者等による土壌汚染調査の促進を図ります。また、地下水汚染等が判明したときは、汚染原因を調査し、汚染物質の除去及び汚染の拡散防止を図ります。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 水質汚濁、土壌汚染などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 下水道普及率を高めるため、管渠敷設事業の継続などによる公共下水道設備の整備を進めます。
- 下水道設備の継続的な安定利用のため、適正な維持管理と老朽化設備の更新を行うとともに、下水道長寿命化計画に基づく設備の長寿命化によりライフサイクルコストの最小化を図ります。
- 住居用浄化槽の設置に対し、補助金を交付するなど、その促進を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
海や川のきれいな水が保たれている	58% (H23)	67%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
洗剤は適量を量るなど生活廃水の汚れに気を付けている	市民意識度	82% (H23)	84%	95%
排水に当たっては、水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している	事業者意識度	67% (H23)	69%	80%
所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している	事業者意識度	52% (H23)	52%	65%
市による水質関係の測定回数 (年間)	市事業成果	96 検体 (H22)	88 検体	100 検体
公共下水道整備率	市事業成果	73% (H22)	80%	100%
浄化槽設置基数 (年間)	市事業成果	157 基 (H22)	174 基	220 基

関連施策 (第四次防府市総合計画における施策)

- 環境保全対策の推進、○環境衛生の推進、○上下水道の整備

関係計画

- 防府市公共下水道事業計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

静穏の保持

現状と課題

私たちが日常の生活と事業活動に求める静穏を阻害する騒音と振動は、同じく日常の生活と事業活動の中から発生しています。法令上の規制等により、特定の施設や建設作業、さらには航空機における騒音・振動対策は、着実に図られていますが、一時的に発生する大きな騒音・振動や鉄道騒音、低周波騒音などの問題により、騒音・振動に係る公害苦情が引き続き発生しています。

その一方、生活様式と価値観の多様化が進む中、それぞれが求める静穏の程度等についても多様化しており、騒音・振動に係るトラブルの解消に向けては、地域内におけるコミュニケーションの活発化による相互理解が必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常の生活・事業活動で発生する騒音・振動を抑制するとともに、お互いの生活と事業活動への理解に努めることにより、「静穏の保持」を図ります。

市民の取組

- テレビ、ピアノなどの音について、周辺への影響に配慮します。
- ペットは鳴き声などが迷惑にならないよう、適切に飼育します。
- 夜間勤務や、介護、育児などによる多様な生活様式について、隣近所とのコミュニケーションを通じ、相互理解を深めます。

事業者の取組

- 騒音・振動の発生する施設、作業について、法令を遵守するとともに、騒音・振動の防止に努めます。
- 騒音・振動の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 騒音・振動に対する感覚的な影響への配慮に向け、近隣とのコミュニケーションを大切にします。

市の取組

- 騒音調査を実施し、実態の把握を行います。
- 県と協力し、航空機騒音及び新幹線騒音の調査を実施し、実態の把握を行います。
- 騒音・振動に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、騒音・振動の防止を図ります。
- 規制地域内における規制基準の遵守状況について、監視・指導を行います。
- 特定の施設及び建設作業について、適正な届出が行われるよう確認・指導します。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 騒音・振動に関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
日常生活に必要な静穏が保たれている	67% (H23)	66%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気を付けている	市民意識度	90% (H23)	93%	95%
恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	54% (H23)	64%	65%
騒音・振動の発生する作業を行う場合には、近隣への声かけを行っている	事業者意識度	61% (H23)	66%	75%
市による騒音・振動の測定回数(年間)	市事業成果	26回 (H22)	30回	30回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

I 環境への負荷が少ないまちづくり (2) ごみの適正処理と3Rを進めます

廃棄物の適正処理の徹底

現状と課題

廃棄物の多くは、市による一般廃棄物の収集・処分や、生産者、販売者による回収・処分、さらには産業廃棄物におけるマニフェスト制度の浸透などにより、環境への負荷が低減された適正な方法で処理されています。

また、平成26年4月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入、事業系廃棄物の適正処理の強化等を行うとともに、廃棄物の適正な処理についての周知活動を積極的に展開しています。

その一方、不法投棄や違法な野焼き（廃棄物の屋外燃焼行為）といった不適正処理は、依然として発生しており、また、ごみの出し方のルール・マナー違反も見受けられます。

廃棄物の適正な処理には、多くの負担（経費と労力）を必要とします。このことを再認識し、これからも廃棄物の適正な処理について、市民・事業者・市が公平な負担の下、それぞれの役割を果たしていくとともに、その負担を免れ、環境への負荷を増加させる不適正処理が行われないよう、厳しく監視する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、廃棄物の適正な処理に係る自らの役割を果たすとともに、不適正処理の防止に努めることにより、「廃棄物の適正処理の徹底」を図ります。

市民の取組

- ごみを出すときは、市や地域のルールを守ります。
- 違法な野焼きは行いません。
- 市が実施するポイ捨て防止等に関する施策に協力し、外出する際は、ごみ袋等を持参し、ごみを持ち帰ります。
- 所有する土地は、不法投棄等の被害にあわないよう適切な管理に努めます。
- 不法投棄等を発見した際には、警察、県、市への通報に努めます。

事業者の取組

- 廃棄物は、排出者の責任において、適正に処理します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適正に処理します。
- 製品は、適切な処分方法を確認した上で、製造・販売するよう努めます。

市の取組

- 適切なごみの搬出ルールや搬入基準について、市民、事業者への周知と収集運搬許可業者等への指導により、その徹底を図ります。
- ごみ集積施設を整備する自治会に対し補助を行い、集積場所の美化と収集業務の効率化を図ります。
- 収集車両の計画的な更新を行うとともに、民間委託による経費の抑制を図るなど、一般廃棄物の安全かつ継続的な収集を確保します。
- 一般廃棄物の最終処分場については、埋立て量の将来予測に基づき、効率的な堰堤^{えん}工事を実施します。
- し尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者の指導・監督に努め、適切な収集体制を確保するとともに、公共下水道の普及状況に応じた、適正な処理と施設の維持管理を行います。
- 不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理を防止するため、市民、事業者、警察、県と連携した監視・通報体制を整備します。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
ごみの処理が、適正に行われている	72% (H23)	77%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
ごみの出し方のルールを守っている	市民意識度	97% (H23)	97%	97%
製造・販売する製品・商品は、使用後の処分方法を確保又は把握している	事業者意識度	74% (H23)	75%	85%
ごみ集積施設整備事業補助金交付対象基数（年間）	市事業成果	114 件 (H22)	117 件	150 件
不法投棄禁止看板設置数（年間）	市事業成果	13 枚 (H22)	43 枚	50 枚

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 循環型社会の形成、○環境衛生の推進

関係計画

- 防府市ごみ処理基本計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり (2) ごみの適正処理と3Rを進めます

3Rの推進

現状と課題

本市における廃棄物の排出量について、指定ごみ袋制による家庭ごみの処理の有料化や、店頭回収の浸透のほか、平成26年度から開始した容器包装リサイクル法の対象品目の完全実施を含む新たな分別収集により、家庭ごみの一人1日当たりの排出量は、減少傾向にあります。

しかし、更なる資源の循環利用並びに廃棄物処理に伴う負担及び環境への負荷の低減に向け、必要な取組を拡大していかなければなりません。

また、近年において広く浸透した再生利用(Recycle:リサイクル)については、資材としての再生利用(マテリアルリサイクル)が進んでおり、今後もその対象を増やすとともに、更なる浸透を図ることが期待されています。

その一方、再生に要するエネルギーと経費の増大にも注意が必要であることから、エネルギー源としての再生利用(サーマルリサイクル)に取り組むほか、再生利用に比べ取組の遅れている廃棄物等の発生抑制(Reduce:リデュース)と再使用(Reuse:リユース)の推進にも重点を置き、廃棄物の減量化を推進する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の対象を拡大するとともに、その優先順位(①リデュース、②リユース、③リサイクル)を意識して、「3Rの推進」を図ります。

市民の取組

- 調理の工夫により野菜くずを減らす、過剰な注文は控えるなどして、食品ロスの減量に努めます。
- マイバッグ、マイ箸、マイボトルの利用などにより、使い捨て製品の使用を控えるよう努めます。また、ものは長く大切に使います。
- フリーマーケット、リユースショップを積極的に活用します。
- 再生資材を使用した商品を積極的に選択します。
- ごみの分別に積極的に取り組みます。

事業者の取組

- 事業の改善により原材料、資材、肥料などの最少化を図ります。
- 包装の簡素化に努めます。
- 長持ちする製品・商品の製造・販売に努めます。
- 原材料、資材、肥料、燃料などは、再生されたものを積極的に選択します。
- 不要となった製品・商品の回収とリサイクルに努めます。
- 部品交換、詰め替え、修繕などのサポート体制、リサイクルルート、使用している再生資材などの、製品・商品の情報を積極的に提供します。

市の取組

- 市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等を提供します。
- 「廃棄物減量等推進審議会」、「廃棄物減量等推進員」の制度を継続するなど、ごみの減量化に向けた体制の確保を図ります。
- 指定ごみ袋制による有料化を継続し、家庭系可燃ごみ排出量の抑制を図ります。
- 事業系一般廃棄物について、ごみ手数料の見直しや多量排出事業者への指導などの有効な施策を検討・実施し、その抑制を図ります。
- レジ袋の無料配布中止などによる使い捨て製品の抑制を通じ、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に関する意識の醸成を図ります。
- 焼却灰の全量セメント原料化、容器包装等の再商品化、新しいごみ処理施設によるバイオガス発電、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収、不燃ごみからの金属類の回収など、市による再生利用（リサイクル）を推進します。
- 分別収集の拡大のため、必要な収集・運搬体制を整備するとともに、市民、事業者への分別の周知を図り、協力を呼びかけます。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている	73% (H22)	85%	80% ↑

※8割の市民が満足していれば、目標をおおむね達成しているものとして、満足度80%を基準にしています。実績が既に80%に達しており、更に上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしています。

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
レジ袋や割り箸など使い捨て製品はできるだけ使わないようにしている	市民意識度	78% (H23)	73%	90%
包装・梱包 ^{こん} の簡素化に努めている	事業者意識度	70% (H23)	73%	80%
製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている	事業者意識度	63% (H23)	59%	75%
市によるリサイクル率	市事業成果	12% (H22)	23%	30%以上

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 循環型社会の形成

関係計画

- 防府市ごみ処理基本計画

I 環境への負荷が少ないまちづくり

(3) 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます

省エネルギー・新エネルギーの普及

現状と課題

エネルギー資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給を目的として、依存度の高い石油の消費を少なくするための取組が長く行われています。

こうした中、東日本大震災を契機として国民のエネルギー利用に関する意識の高まりや地球温暖化対策を推進する観点から、消費するエネルギーそのものを少なくする省エネルギーの推進と、太陽光など自然から得られるエネルギーである新エネルギーの普及の重要性が特に高まっています。

省エネルギーの推進に当たっては、製造工場の省エネルギー化のほか、家電、自動車などの省エネルギー化が図られており、個々の製品では、エネルギー消費量は減少傾向にあります。しかし、核家族化による世帯数の増加や高度情報化によるIT機器の増加などを背景に、家庭やオフィスなどを中心に、エネルギー消費の総量は増加しています。今後は、省エネルギー技術の更なる進展とその普及、エネルギー消費を伴わない生活の知恵と習慣の再興などにより、社会全体が省エネルギー化されていく必要があります。

新エネルギーの普及については、本市の地理的、地形的な特徴から太陽光発電、太陽熱利用が普及の中心となっており、その拡大が期待されています。また、今後は、地中熱、バイオマス等の未利用エネルギーのほか、防災上の観点からも必要な分散型エネルギー供給システムについても、その活用と普及に向け、技術の進展等を注視する必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、枯渇性エネルギーに依存しない方法を積極的に選択することにより、「省エネルギー・新エネルギーの普及」を進めます。

市民の取組

- 環境家計簿や、省エネナビゲーション、エコワットなどを利用し、エネルギー使用量の把握に努めます。
- 製品の使用方法の工夫により節電などの省エネルギー運動に取り組みます。
- 「省エネルギーラベリング制度」を参考にし、LED等の省エネルギー性能の高い商品を積極的に選択します。
- 生産、流通でのエネルギー消費の少ない旬の食材や地元の食材を積極的に選択します。
- 住宅における太陽光発電、太陽熱の利用に努めます。

- よしず、湯たんぽなどの昔ながらの知恵の再興と、緑のカーテンやクールビズ・ウォームビズなどの取組により、エネルギー消費の少ない生活への変換に努めます。

事業者の取組

- エネルギー消費量の把握と、設備、機器の更新によるエネルギー消費量の計画的な削減に努めます。
- 事業の改善によりエネルギー使用量の最少化を図ります。
- 省エネルギー性能の高い製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- 新エネルギーを利用する製品・商品の開発、製造、販売に努めます。

市の取組

- 公共施設に太陽光発電システムをはじめとした新エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー機器の導入等に努めます。
- 環境家計簿の利用などによるエネルギー消費量の見える化を促進します。
- 節電などの省エネルギー運動に関して継続的な啓発を実施するほか、イベント等の実施により省エネルギー運動のきっかけづくりを行います。
- 関連情報の提供等により、省エネルギー機器、新エネルギー機器の普及を促進します。
- 市民の快適で安全・安心な生活への配慮を前提として、太陽光発電システム等の設置に助成するとともに、時代に即した新エネルギーの導入支援を行います。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる	16% (H23)	38%	40%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
こまめな消灯など節電に心がけている	市民意識度	84% (H23)	84%	95%
エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている	事業者意識度	60% (H23)	64%	70%
省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている	事業者意識度	52% (H23)	52%	65%
新エネルギー導入等に関する補助金の利用件数	市事業成果	304 件 (H22)	197 件	200 件

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

II 良好な環境を創造するまちづくり

(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

都市緑化、水辺の再生

現状と課題

都市化の進展による緑の減少や河川・水路などの水辺に大きく手を入れることは、自然環境の変容を招くとともに、自然環境が持つ浄化作用や気候・自然災害の緩和、そして多様な生物の生息・生育といった多くの機能の不全が懸念されています。

また、少子高齢化や産業構造の変化により、河川・水路の機能の維持・保全に必要な管理が行われにくくなっている状況が見られることや、外来種の影響による在来種の減少・絶滅を防ぐ観点からも、緑地、河川等の適正な管理が求められています。

その一方、市街地においては、自然環境をかつての姿に復元することは現実的ではなく、また、適切な管理を行わず放置した場合は、結果として人や生物の生活環境を損ねることがあります。このため、計画的な整備・管理の下、緑地や水辺の再生を図ることが必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、都市にさまざまな形態や規模の自然的環境の整備と、その適正な管理を行うことにより、「都市緑化、水辺の再生」を図ります。

市民の取組

- 庭への緑の植栽や、プランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めます。
- 地域、学校、団体などによる花いっぱい運動や緑化活動に積極的に参加します。
- 除草、^{せん}剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。
- 身近な動植物の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の飼育、栽培は控えます。また、ペットは最後まで責任を持って飼育します。

事業者の取組

- 敷地内とその周辺の緑化に努めます。
- 土地の造成等に当たっては、できる限り緑地を保全します。
- ライトアップなどの屋外照明については、動植物への影響にも配慮します。
- 緑化に貢献できる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 除草、^{せん}剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。

市の取組

- 開発許可制度との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた土地利用を促進します。
- 街区公園、緑道、広場の緑化の整備を進めるとともに、既存の樹木を適正に管理します。
- 「防府市緑化推進委員会」と連携し、緑花祭の開催、苗木の無償配布など、市民・事業者による緑化活動の機会を提供します。
- 河川・港湾施設の整備に当たっては、親水空間の創出に努めます。
- 準用河川・普通河川等の適切な維持管理を行うことにより、河川機能の保全に努めます。
- 佐波川の環境保全を図るため、上下流の住民・自治体が協力して、森林ボランティアによる森林整備を進めます。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
利用しやすく、安らげる公園や緑地が整備されている	26% (H22)	36%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
身近な場所に草木や花を植えている	市民意識度	77% (H23)	79%	90%
店舗内・敷地内の緑化に努めている	事業者意識度	61% (H23)	57%	75%
記念植樹本数（延べ数）	市事業成果	1,120 本 (H22)	1,410 本	1,600 本
森林ボランティアの参加人数 (年間)	市事業成果	325 人 (H22)	418 人	420 人

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○公園・緑地の整備、○適正な土地利用の推進

関係計画

- 防府市緑の基本計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針

II 良好な環境を創造するまちづくり

(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

人と自然のふれあいの確保

現状と課題

私たちは、恵まれた自然環境との交流を通じて、自然の摂理を学び、美意識や情操を養い、安らぎを得てきました。また、それらの経験により、自然の大切さを再認識することが、自然環境の再生に向けての取組につながっています。

さらに、近年の自然志向の高まりの中で、自然に親しみたいという人は増えており、その対象も原生的な自然環境だけではなく、干潟、草地、池沼などの身近な自然環境のほか、新たに創造された憩いの空間、さらには、農林水産業の現場などに広がっています。

しかし、私たちの生活・事業活動により減少・疲弊した自然環境は、十分に再生されておらず、自然とのふれあいの場や機会を積極的に増やしていくことが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、人と自然とが共生できる空間を整備するとともに、自然環境を旅行・レクリエーションや学習などの場にするにより、「人と自然のふれあいの確保」を図ります。

市民の取組

- 自然とふれあう場からは、ごみを持ち帰ります。
- 動植物のむやみな捕獲・採取、自然環境への外来種の持込みは行いません。
- 自然環境の保全、自然環境の中での学習などのイベントに積極的に参加します。
- 自然環境を体感する旅行を積極的に選択するとともに、その旅行先でのルールを守ります。
- レクリエーションの場には、自然と共生できる空間を積極的に選択します。

事業者の取組

- 社会貢献活動に当たっては、自然環境の再生に関する活動を積極的に選択します。
- 消費者が自然環境を体感する旅行などの商品の開発・販売に努めます。
- 自然とふれあう場となる店舗、宿泊施設などの設置に努めるとともに、その事業に伴う自然環境への影響を最小化します。

市の取組

- 森林公園、大平山山頂公園・山麓公園を良好な状態に整備・管理します。
- 海水浴場が快適に利用されるよう適正な運営・管理又は必要な支援を行います。
- 市営市民農園が利用者にとって快適な空間となるよう適切に維持・管理します。
- 市内外から訪れ参加する人にとって、魅力的なエコツーリズムを創出します。
- 「特色のある教育活動」において、稲作体験や農業体験など、自然とふれあう活動を行います。
- 自然環境等の地域資源を活用した生涯学習の場をつくります。
- 水辺の学校等、自然の中で行う参加型の環境調査を行います。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
自然とふれあえる場所やイベントが充実している	26% (H23)	28%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている	市民意識度	59% (H23)	50%	70%
自然に外来種を持ち込まないようにしている	市民意識度	78% (H23)	82%	90%
「水辺の学校」等の開催回数 (年間)	市事業成果	0 回 (H22)	3 回	3 回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、
- 観光の振興、○公園・緑地の整備

関係計画

- 防府市緑の基本計画、○第二次防府市観光振興基本計画

II 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

農林水産業の基盤整備と担い手の育成

現状と課題

農地は、水源涵養機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場でもある重要な自然環境です。また、森林も同様に水源涵養機能、防災機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場であるほか、二酸化炭素の吸収源となっています。

さらに、農林水産業の現場は、生産の場としてだけでなく、人と自然とのふれあいの場としても捉えられており、人と自然との共生においても必要な空間となっています。

このため、農地、山林、漁港、海・川を持続可能な方法で利用し、維持・管理している農林水産業者は、自然環境の保全者ともいえます。

しかし、農林水産業は、採算性の低下、産業構造の転換などの理由により、その持続性が危ぶまれています。今後も、農地、山林等の多面的な機能を維持するとともに、人と自然との共生に向けた先人の知恵と伝統を守っていくためには、農林水産業を活性化していくことが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自然環境と共生した農林水産業の持続的な発展のため、「農林水産業の基盤整備と担い手の育成」を図ります。

市民の取組

○食育、間伐材利用、魚介類の種苗放流イベントなどを通じて、農林水産業に関心をもち、農林水産業への理解を深めます。

事業者の取組

- 用排水路、漁港、林道など必要な設備の維持管理に努めます。
- 事業規模の拡大、事業の効率化、販路の開拓など経営基盤の強化を図ります。
- 新規就業希望者への研修などには積極的に協力します。
- 有機栽培や減農薬栽培など消費者の安全・安心のニーズに合った生産に努めます。
- 遊休農地の管理に当たっては、景観植物の栽培、地域が利用する菜園化などに努め、住宅地域との交流を図ります。
- 造林、保育、間伐など森林の状況に応じた、適正な森林管理に努めます。
- 魚網、廃船などの適正な処分を行うとともに、海底清掃や浮遊物などの回収清掃、藻場の再生などに努め、水産資源の維持に向けた漁場の保全を図ります。

市の取組

- 農地、農家の現況を把握するとともに、その情報が有効活用されるよう整備します。
- 用排水路、農道、暗渠排水、樋門、水門、ため池等の維持・改良を促進します。
- 認定農業者、集落営農者、新規就農者に必要な支援を行います。
- 認定農業者等による経営規模の拡大を支援します。
- 鳥獣による農作物等への被害の防止を図ります。
- 市有林の現況を把握するとともに、必要な管理を行います。
- 森林管理巡視員制度を活用するとともに、必要な助成を行い民有林の保育を促進します。
- 造林、保育、伐採等に必要な林道を計画的に整備します。
- 漁港施設の機能保全計画に基づき、基盤整備の強化を図ります。
- 新規漁業就業希望者に対して研修などの支援を行います。
- 道の駅「潮彩市場防府」（防府市水産総合交流施設）の活用を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状	進捗 確認年度 (H32年度)
農地が有効に利用され、適正に保全されている	14% (H23)	15% (H27年度)	35%
森林資源の保護育成や有効活用が行われている	15% (H22)	25% (H26年度)	35%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27年度)	進捗 確認年度 (H32年度)
農地利用集積割合（認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合）	市事業成果	25% (H22)	28%	50%
民有林造林面積（延べ面積）	市事業成果	4.2ha (H22)	4.2ha	10ha
小規模作業林道整備延長（延べ延長）	市事業成果	4,360m (H22)	4,856m	5,200m
漁港機能保全整備箇所数（延べ数）	市事業成果	0漁港 (H22)	2漁港	2漁港

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興

関係計画

- 防府市農業振興地域整備計画、○防府市鳥獣被害防止計画、○防府市森林整備計画

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

新たな産業の育成

現状と課題

産業革命以降の産業技術の発達は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくり、その結果、かつての深刻な産業型公害を引き起こすとともに、化石燃料、生物資源の枯渇が懸念されています。

しかし、現在においては、環境汚染からの回復や自然環境の再生、そして省エネルギー・省資源の実現について、産業技術の発達により達成されることが期待されています。

また、市域の自然環境のほとんどが、人の生活と密接な関係にある本市にとって、自然・生物等の地域資源の保全のためには、地域社会の維持が必須です。少子高齢化と産業構造の転換が進む中、地域の主体的・自立的な経済活動に向け、地域の特色と資源を活用した新たな産業振興が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、環境の保全に貢献する技術の発達とその普及や、自然・生物等の地域資源と共にある地域社会の維持のため、「新たな産業の育成」を図ります。

市民の取組

- 消費や消費者モニター制度などを通じて、環境の保全に貢献する新たな商品の普及に協力します。
- 地域の自然をいかした新産業への理解を深めます。

事業者の取組

- 環境の保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 地域の資源を再評価し、防府市ならではの製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 事業場の観光資源化には、積極的に協力します。
- 異業種との交流を活発化し、新たな事業展開の創出に努めます。
- 物流の効率化を図ります。
- 新たな事業の開始、事業の拡大に当たっては、地域の雇用の創出に努めます。

市の取組

- 防府ブランド“幸せます”の活用を促進し、地元製造品の地元普及率を向上させるための支援を行います。
- 公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地域資源を活用した新事業等の支援を行います。
- 市内中小企業に必要な助成を行い、その育成・振興を図ります。
- 企業の進出等を後押しする優遇措置や土地情報の提供を周辺市町に先駆けて実施し、企業立地による産業活力の向上を図ります。
- 重要港湾三田尻中関港について、「三田尻中関港港湾計画」に基づき、その整備と利用の促進を図ります。
- 地域資源を再評価し、本市の特性をいかす観光振興を図ります。
- ものづくり体験や見学の場、食の魅力などの創出を通じ、農林水産業をはじめとする産業と観光の連携を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
企業の生産活動が活発に行われている	22% (H22)	38%	50%
まちの資源をいかした、魅力的な観光地となっている	17% (H22)	27%	40%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている	事業者意識度	35% (H23)	47%	55%
企業誘致優遇措置指定件数 (年間)	市事業成果	6 件 (H22)	4 件	5 件
売れるものづくり事業による新 製品開発着手等事業者数 (延べ数)	市事業成果	15 社 (H22)	37 社	50 社

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興、
- 広域交通ネットワークの整備

関係計画

- 防府市中小企業振興基本計画、○第二次防府市観光振興基本計画

Ⅱ 良好な環境を創造するまちづくり (2) 環境をいかす産業を育てます

地産地消の推進

現状と課題

農作物等の生産地から消費地への輸送に伴って発生する環境への負荷を指標化したフードマイレージに代表されるように、生産地と消費地の在り方による環境への影響については、以前から考えられてきました。

また、農作物の生産等に必要の水の移動を指標化したヴァーチャルウォーターなどにより、生産地のみならず、消費地から見た資源の消費と環境への負荷が明らかになってきており、食料・飲用水を含む世界的な資源不足の懸念が、私たちの日常生活や事業活動と関連していることを認識することが求められています。

さらには、直接的な人の健康や環境汚染への関心の高まりに伴う、消費者の商品に対する安全・安心へのこだわりに応えるためには、生産地、流通の可視化が重要です。

これらの状況の中、生産地と消費地の在り方については、公正かつ自由な経済活動が阻害されない範囲において、生産地と消費地の距離が最小化される地産地消を進めることが必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、農作物、水産物をはじめとする地元の生産物を積極的に選択するとともに、地元消費者のニーズに合った生産に努めることにより、「地産地消の推進」を図ります。

市民の取組

- 地元の食材を積極的に選択します。また、食品の購入も地元の食材を使用したものを積極的に選択します。
- 地元で生産された商品を積極的に選択します。また、贈答品などでは、防府ブランドの商品を積極的に選択します。
- 地元の観光地、飲食店などの利用を通じ、防府の文化、特産物の再認識を図ります。
- 事業者との交流を通じ、事業者が消費者ニーズを届けます。

事業者の取組

- 原材料、資材等の調達に当たっては、地元産のものを積極的に選択します。
- 生産地、生産者等が消費者に見える生産、流通、販売を積極的に進めます。
- 市民との交流を通じた、消費者ニーズの把握に努めます。
- 環境保全活動、地域貢献活動とその公表による、地元での知名度の向上に努めます。

市の取組

- 公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地産地消を基本理念とした地場製品の販路開拓を促進します。
- 消費生活活動グループと協働し、生産者と消費者の交流事業を実施します。
- 安全・安心で新鮮な旬の地元農産物についての情報を発信します。
- 各種補助制度の運用に当たっては、市内事業者の育成を考慮します。
- 生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図るため、青果市場の適正かつ健全な運営を確保します。
- 食生活と食肉衛生の向上を図るため、と畜場の適正な管理・運営を確保します。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
地域の特性をいかした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる	56% (H22)	64%	80%
水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている	33% (H22)	45%	55%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
積極的に地元産の食材を購入している	市民意識度	73% (H23)	71%	85%
原材料、資材の調達に当たっては、積極的に地元産を選択している	事業者意識度	56% (H23)	56%	70%
生産者と消費者の交流活動等実施回数	市事業成果	20 回 (H22)	29 回	30 回

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興

関係計画

- 第二次防府市観光振興基本計画

II 良好な環境を創造するまちづくり (3) みんなに優しい交通環境をつくります

良好な自動車交通の推進

現状と課題

それぞれの移動先、用途に合った移動を容易にする自動車は、本市においても広く浸透した交通手段であり、今後もその利便性の高さから交通の中心であることが予想されます。

このため、自動車交通の課題となっている、排ガスによる大気汚染、騒音・振動、更にはガソリン・軽油等の消費や、それに伴う二酸化炭素の排出といった環境への負荷を最小化する努力を続けなければなりません。

自動車交通による環境負荷の低減に向けては、交通量に応じた適切な道路、交差点、駐車場などの自動車交通環境が総合的に整備される必要があります。また、それらの継続的な維持のためには、延命化などによる負担の軽減を図ることが重要になります。

また、同様に環境性能の高い自動車の普及と、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）の浸透が必要です。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、交通量に応じた自動車交通環境を整備するとともに、環境に配慮した自動車利用を行うことにより、「良好な自動車交通の推進」を図ります。

市民の取組

- 自動車、バイクの暴走行為は行いません。
- エコドライブの実践に努めます。
 - ・緩やかな加速・減速など環境に配慮した運転に心がけます。
 - ・地図、ナビゲーションシステムを活用し、走行距離の最短化に努めます。
 - ・渋滞情報の活用により渋滞の回避に努めます。
 - ・渋滞の原因とならないよう駐停車の場所を考慮します。
- 自家用車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。

事業者の取組

- 事業活動におけるエコドライブの徹底を図ります。
- 従業員の通勤等におけるエコドライブの促進を図ります。
- 自動車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。
- 適切な位置に駐車場を確保するよう努めます。
- 顧客等が道に迷わないよう事業場の案内に配慮します。
- 自動車利用による環境への負荷の低減に資する製品の開発、製造、販売に努めます。

市の取組

- 将来の交通体系を見据え、都市計画道路網の見直しなどを行うとともに、主要な道路の整備を進めます。
- 道路新設改良、道台改良、側溝改良などにより、道路の交通環境を確保します。
- 交通量の多い市道交差点について、改良を行います。
- 道路橋りょうの維持・管理を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定するなど、費用の縮減を図ります。
- 公共性の高い私道の舗装、改良工事の促進を図ります。
- 中心市街地における円滑な道路交通の確保を図るため、駐車需要に応じ、市営駐車場を管理・運営します。
- 「防府市都市サイン基本計画」に基づく誘導標識を整備するなど、自動車旅行者に分かりやすい道路環境を整備します。
- 各種キャンペーン、イベント等の実施によりエコドライブの周知を図ります。
- 通勤・事業活動等でのエコドライブの実践を促進します。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
市中心部や周辺都市へ快適にアクセスできる幹線道路網が整っている	50% (H22)	57%	70%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている	市民意識度	80% (H23)	84%	90%
自動車、タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している	市民意識度	66% (H23)	65%	80%
従業者にエコドライブの実践を促している	事業者意識度	61% (H23)	59%	75%
都市計画道路の整備進捗率	市事業成果	52% (H22)	53%	56%
市道の改良率	市事業成果	69% (H22)	72%	74%

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○広域交通ネットワークの整備、○生活交通の充実

II 良好な環境を創造するまちづくり (3) みんなに優しい交通環境をつくります

多様な交通手段の確保

現状と課題

本市における日常の生活・事業活動では、利便性の高い自家用車の利用が多くなっていますが、自家用車への過度な依存は、交通による環境への負荷を高めることとなります。

平坦な土地が多く比較的温暖的な気候である本市にあつては、自家用車の利用だけではなく、移動先、用途に合わせて徒歩又は自転車の利用を選択することが、環境への負荷の低減のほか、心身の健康のためにも有効です。

また、自家用車に比べ環境への負荷が少ないバス、鉄道などの公共交通機関についても、高齢化などの影響により、自家用車の運転が困難な人が増えていくことが予想されることも併せ、その維持・確保を前提とした活性化を進める必要があります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自家用車だけに依存することなく、徒歩、自転車の利用、公共交通機関の利用などを柔軟に選択するとともに、それらを選択しやすい交通環境を整備することにより、「多様な交通手段の確保」を図ります。

市民の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- ウォーキング、サイクリングなどを通じて、日頃から徒歩、自転車利用を身近なものとして親しむよう努めます。
- まち歩き、サイクリング大会、路線バス啓発などのイベントに積極的に参加し、自家用車以外の移動手段にも関心を向けます。
- 歩道・自転車歩道及び公共交通機関は、ルールを守るとともに、ゆずりあいの心を持って利用します。
- 自転車を利用する際は、駐輪マナーを守ります。

事業者の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- 事業場に駐輪場を設置するよう努めます。
- 徒歩、自転車利用のきっかけとなる、魅力的なウォーキンググッズ及び自転車の開発、製造、販売に努めます。

○利便性が高く、利用したくなる公共交通サービスを展開します。

市の取組

- 計画的な歩道の新設・整備と学校周辺歩道部におけるカラー舗装を推進します。
- 観光者による公共交通利用や、まち歩きのため、道路、観光ルート等を整備します。
- 自転車道と観光資源等の連携により観光施策を推進する「サイクルツアー推進事業」の一環として自転車歩道の整備を図ります。
- 中心市街地及び防府駅へのアクセスにおける自転車利用者のため、市営駐輪場を管理・運営するとともに、駐輪禁止区域における放置自転車の撤去を行います。
- 「山口防府バイコロジー運動をすすめる会」と連携し、各種イベント、自転車の無料安全点検などを通じた自転車利用の促進を図ります。
- 「防府市生活交通活性化推進協議会」を中心として、路線バスの活性化や新たな交通サービスの導入に取り組みます。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
安全に通行できる生活道路が整備されている	43% (H22)	51%	65%
通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている	27% (H22)	38%	50%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
近くへの買い物などは、徒歩や自転車で行くようにしている	市民意識度	47% (H23)	43%	60%
従業者に徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促している	事業者意識度	21% (H23)	23%	35%
路線バス（市内で完結する系統）利用者数（年間）	市事業成果	386,000 人 (H22)	341,000 人	330,000 人 <small>※第四次防府市総合計画における目標値</small>

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○観光の振興、○生活交通の充実

関係計画

- 第二次防府市生活交通活性化計画

Ⅲ みんなで考えみんなが築くまちづくり

(1) 環境教育・環境学習を広げます

環境教育・環境学習の浸透

現状と課題

現在の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が大きく影響しており、また、その検証は、科学的な根拠をもって行われていますが、生活様式・事業活動の多様化に伴い、画一的な取組による環境保全活動の推進は、効率的とは言えなくなっています。

このため、環境の保全に当たっては、それぞれが環境の保全について積極的に学習し、環境問題への理解を深めることで、それぞれの生活・事業活動に合った取組を進めていくことが重要です。

また、ビオトープの管理・観察や、工場見学など、原体験を通じた教育が求められているほか、環境意識の高揚、生涯学習への機運の高まり、高度情報化の進展などを背景に、より多様な学習機会が求められていることから、さまざまな主体による環境教育・環境学習の場づくりが必要となっています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、環境の保全について積極的に学ぶとともに、多様な主体、題材、場所による環境教育・環境学習の機会を数多く設けることにより、「環境教育・環境学習の浸透」を図ります。

市民の取組

- メディアの視聴に当たっては、環境の保全をテーマとしたものを積極的に選択します。
- 関心を持った環境問題については、書籍、インターネットのほか関係機関の活用により、理解を深めます。
- 環境教育・環境学習イベントには積極的に参加します。
- 地域、職場などの身近な集まりの中で、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』を活用するなど、環境教育・環境学習の場を積極的に設けます。
- 知識と経験をいかし、環境教育・環境学習の場を積極的に開くとともに、『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』への登録など環境教育・環境学習の取組への協力を努めます。

事業者の取組

- 事業所内における環境学習や、地域などで行われる環境教育・環境学習への参加を積極的に進めます。
- 専門的な知識と技術又は自らの製品・商品をいかした環境教育・環境学習の場の創出に努めます。
- 事業場の見学など、環境教育・環境学習の取組への協力を努めます。

- 環境教育・環境学習の資材となる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 事業所での環境保全対策について、周辺住民と情報を共有するとともに、対話に努めます。

市の取組

- 「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を通じ、環境学習の機会を提供します。
- 民間事業者、民間団体、教育機関等の連携を促進し、環境教育の機会を創出します。
- 環境教育資材を作成するとともに、市内小・中学校との連携を図り、環境教育の充実に努めます。
- 冊子、ステッカーなどの資材の作成と配布、各種イベントの開催などにより環境教育・環境学習のきっかけづくりを行います。
- 要望ごとに環境教育・環境学習の資料を作成するなど、環境教育・環境学習を行う団体等に対して、きめ細かい支援を行います。
- 防府市クリーンセンターの啓発施設を活用することで、学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れるなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 「生涯学習ボランティア養成講座」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』などを通じ、さまざまな関係機関や関係団体による環境学習を促進します。
- 防府市青少年科学館（ソラール）の施設機能の充実に努めることによる、幼児から高齢者までを対象とした科学教育の推進を通じ、環境教育・環境学習の機会提供を図ります。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H27年度)	進捗 確認年度 (H32年度)
環境教育・環境学習を受ける機会が充実している	14% (H23)	21%	35%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27年度)	進捗 確認年度 (H32年度)
環境教育・環境学習のイベント等に参加している	市民意識度	12% (H23)	13%	25%
事業所内での環境教育・環境学習を実施している	事業者意識度	33% (H23)	31%	45%
市による環境学習講座への参加者数（年間）	市事業成果	15人 (H22)	240人	300人
環境保全分野における『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』登録者数	市事業成果	12人・団体 (H22)	7人・団体	20人・団体

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

Ⅲ みんなで考えみんなが築くまちづくり (2) 自主的な取組と協働の輪を広げます

自主的な取組と協働の輪の拡大

現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けては、環境の保全と経済の発展がお互い良い影響を与えながら継続的に推進されることが不可欠です。そのためには、環境の保全に関する統一的な規制と義務的な経費負担の最小化に向け、各主体がそれぞれの現状に合った環境保全活動を自主的に行うことが重要です。

また、これまで、行政が中心となって担ってきた公共をNPO、地域団体、企業、行政などの多様な主体が担う「新しい公共」の考えの下、環境の保全に向けた取組も、各主体が自己の決定と責任により進めていくことが求められています。

さらに、市民・事業者・市における共通の認識と公平な負担の下、環境の保全を進めるためには、具体的な取組での協働を通じて、各主体の相互理解を図ることも必要となります。

取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、それぞれが自主的に活動するとともに、他者とのコミュニケーションを大事にすることにより、「自主的な取組と協働の輪の拡大」を図ります。

市民の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。
- 地域、職場などの身近な集まりでのコミュニケーションを大切にします。
- 多様なコミュニティに積極的に関わり、お互いの価値観の理解を深めます。
- 環境の保全に向けた取組の輪に参加するとともに、活動に必要な資金等の調達と提供に努めます。

事業者の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。また、取組を進めるに当たっては、地域、行政等との協働に努めます。
- 地域の市民とのコミュニケーションを大切にし、お互いの価値観の理解を深めます。

市の取組

- 「防府市市民活動支援センター」の充実や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の趣旨に沿った自主的・主体的な市民活動を推進します。
- 複雑多様化した地域の課題に対し、地域が主体的に行動することができる「新たな地域コミュニティ組織」の構築と支援を進めます。
- 地域ぐるみによる一斉清掃により、排出された廃棄物を自ら搬入する自治会等への助成や排出された汚泥等の回収を行うとともに、自主的な資源ごみの回収活動を行う住民団体及びその協力事業所への助成を行い、清掃活動や資源ごみの回収活動を通じた地域の環境に関する活動を促進します。
- 「環境保全協定」の締結とその運用により、事業所における自主的な環境保全活動を促進します。
- 環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- 地球温暖化対策、特に二酸化炭素排出量の削減に向けた各種キャンペーンを中心に、環境保全活動のきっかけづくりを行います。
- 啓発看板の作成、無料配布を行うなど、市民、事業者による環境意識に関する啓発活動を促進します。

満足度指標

指標名	目標 基準年度	現状 (H26 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
地域での清掃などの環境美化活動が進められている	67% (H22)	76%	80%

進捗管理指標

指標名	種別	目標 基準年度	現状 (H27 年度)	進捗 確認年度 (H32 年度)
地域の環境美化活動などに参加している	市民意識度	45% (H23)	38%	55%
地域、NPO、行政等と協働した環境保全活動を行っている	事業者意識度	18% (H23)	20%	30%
環境保全分野における防府市市民活動支援センターへの市民活動団体の登録数	市事業成果	7 団体 (H22)	9 団体	12 団体
環境保全協定締結率	市事業成果	100% (H22)	100%	100%
CO ₂ 削減運動取組事業所数	市事業成果	91 事業所 (H22)	154 事業所	160 事業所

関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

附属資料

1 環境意識調査

本計画の策定の基礎資料とするため、また、各施策に対する市民や事業者の環境に対する意識（現状認識及び行動）を把握し、基本計画の見直し（中間年度）に反映させるために環境意識調査を行いました。

【調査の実施状況】

区分	市民		事業者	
	調査対象	18歳以上の市民1,000人		従業員4人以上の市内300事業所
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出		商工会議所名鑑に掲載された事業所及び集落営農法人より無作為抽出	
	平成23年度	平成27年度	平成23年度	平成27年度
有効回答数	482人	461人	173事業所	161事業所
有効回答率	48.2%	46.1%	57.7%	53.7%
配布・回収方法	郵送による調査票の配布・回収			
回答の方法	設問ごとに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の5つの選択肢のいずれかに○をつける方法による。			
調査期間	平成23年度 平成27年度	平成23年 8月 7日～ 8月31日 平成27年11月13日～12月11日		

【本計画への反映方法】

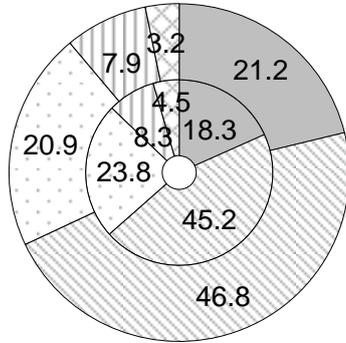
設問ごとの選択肢のうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の有効回答数内の割合を合計した値（小数点以下、四捨五入）を満足度指標及び進捗管理指標として計画に反映させています。

環境意識調査 【満足度】 の回答結果

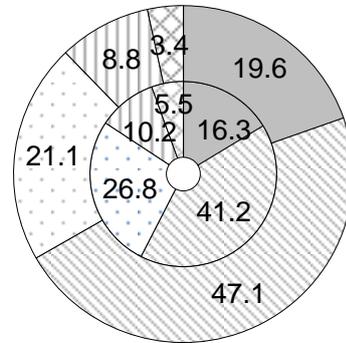
(凡例) 内側 : 平成23年度調査	■ そう思う	▨ どちらかといえばそう思う
外側 : 平成27年度調査	▨ どちらかといえばそう思う	▩ そう思わない
単位 : %	▩ どちらともいえない	

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。

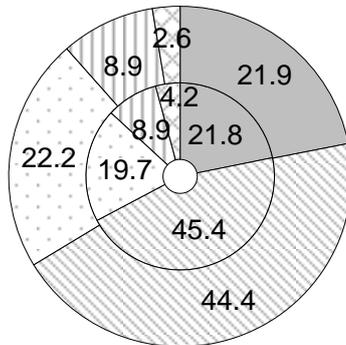
● 大気汚染や悪臭のないきれいな空気が確保されている



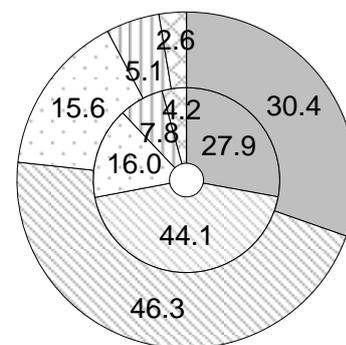
● 海や川のきれいな水が保たれている



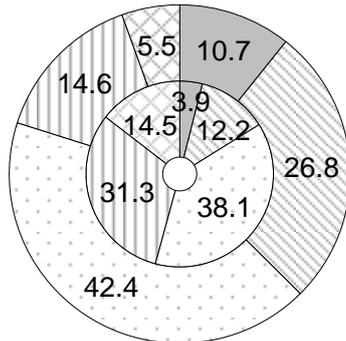
● 日常生活に必要な静穏が保たれている



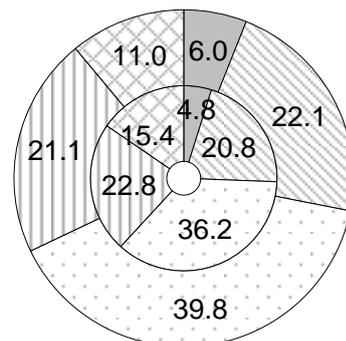
● ごみの処理が適正に行われている



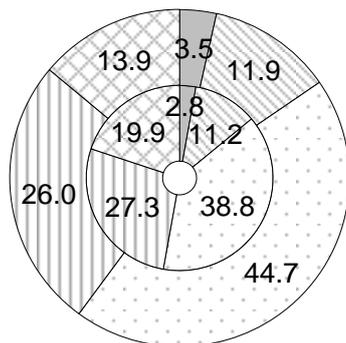
● 省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる



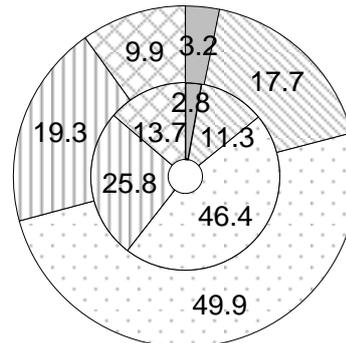
● 自然とふれあえる場所やイベントが充実している



● 農地が有効に利用され適正に保全されている



● 環境教育・環境学習を受ける機会が充実している

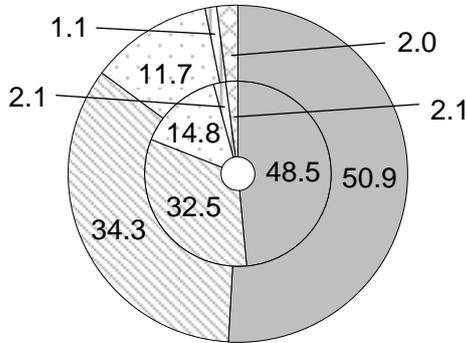


環境意識調査 【市民意識度】の回答結果

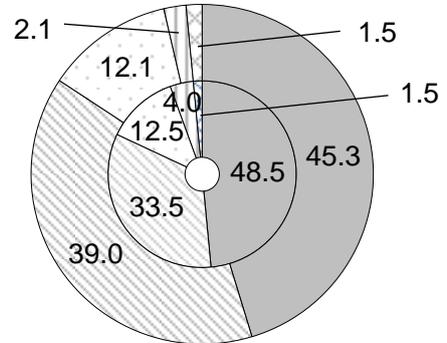
(凡例) 内側：平成23年度調査	■ そう思う	▨ どちらかといえばそう思う	▩ どちらかといえばそう思わない
外側：平成27年度調査	▨ どちらかといえばそう思う	▩ どちらかといえばそう思わない	▧ そう思わない
単位：%	▧ どちらともいえない		

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。

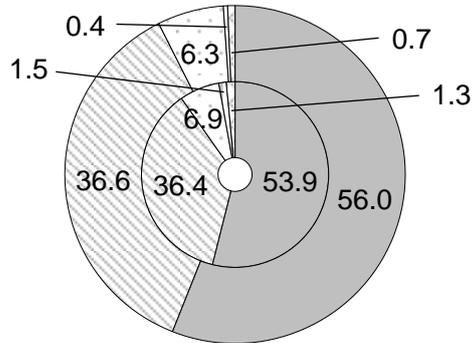
● ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気を付けている



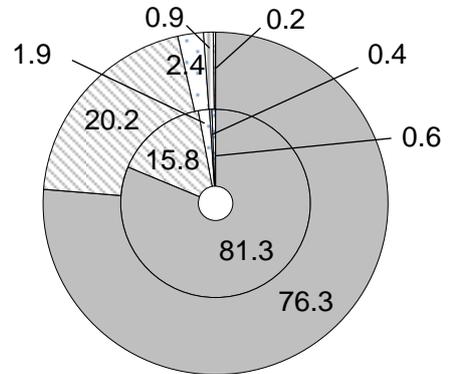
● 洗剤は適量を量るなど生活排水の汚れに気を付けている



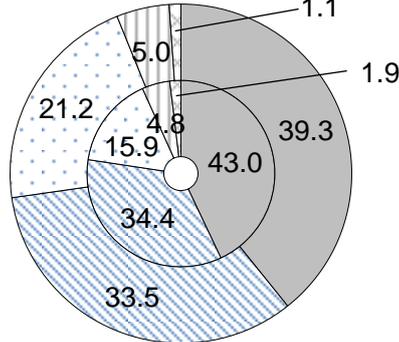
● テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気を付けている



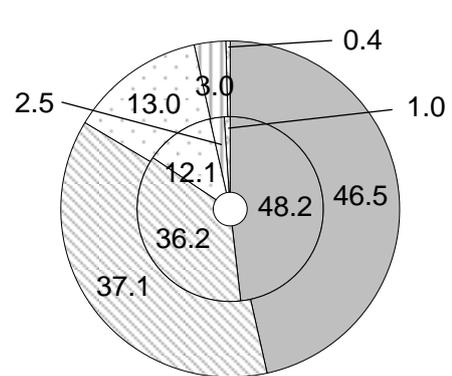
● ごみの出し方のルールを守っている



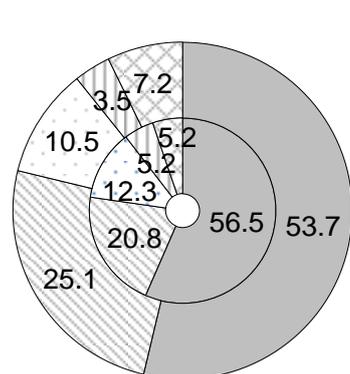
● レジ袋や割り箸など使い捨て製品はできるだけ使わないようにしている



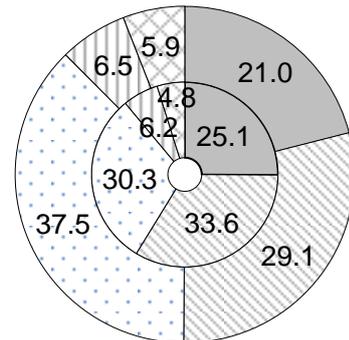
● こまめな消灯など節電に心がけている



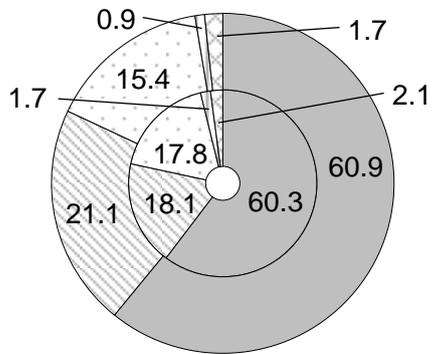
● 身近な場所に草木や花を植えている



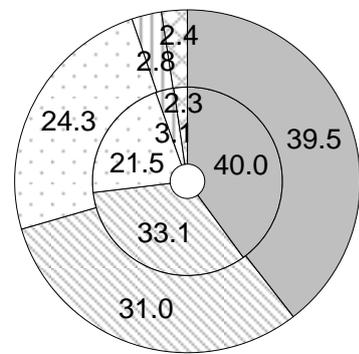
● レジャー・旅行では自然に親しめる場所に出かけるようにしている



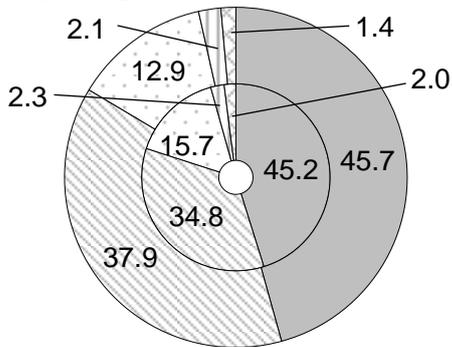
●自然に外来種を持ち込まないようにしている



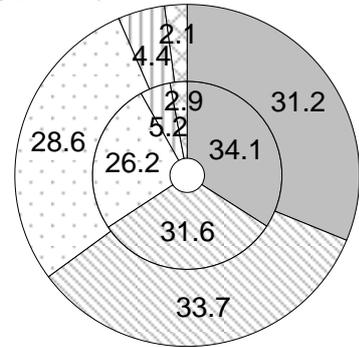
●積極的に地元産の食材を購入している



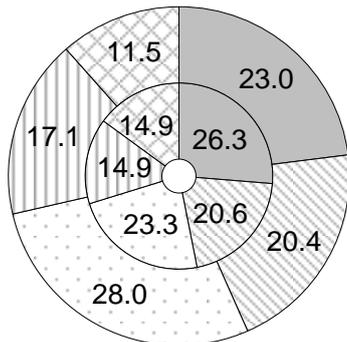
●急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている



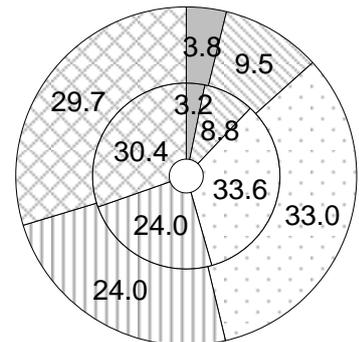
●自動車・タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している



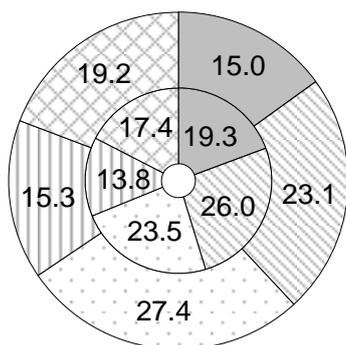
●近くへの買い物などは徒歩や自転車で行くようにしている



●環境教育・環境学習のイベント等に参加している



●地域の環境美化活動などに参加している

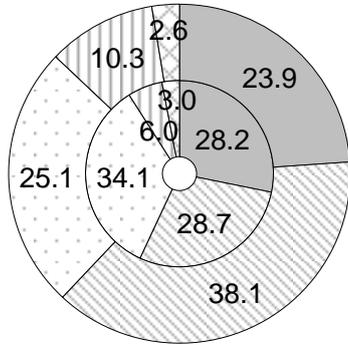


環境意識調査 【事業者意識度】の回答結果

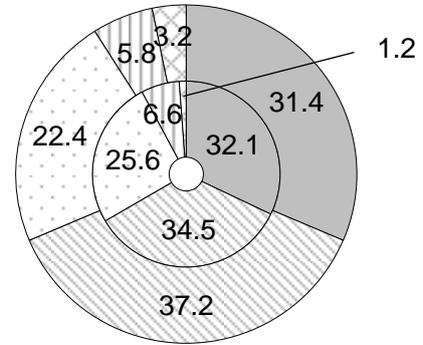
(凡例) 内側：平成23年度調査	■ そう思う	▨ どちらかといえばそう思う	▩ どちらかといえばそう思わない
外側：平成27年度調査	▨ どちらかといえばそう思う	▩ どちらかといえばそう思わない	▧ そう思わない
単位：%	▧ どちらともいえない	▧ どちらともいえない	

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。

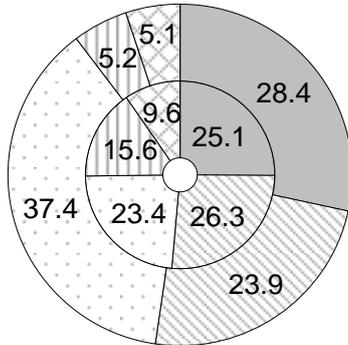
●ばい煙・粉じん・悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている



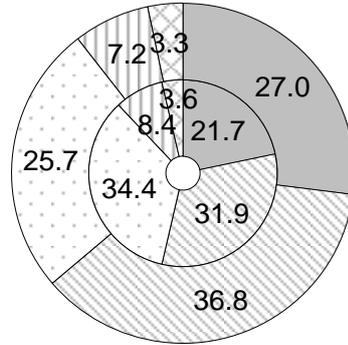
●排水に当たっては水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している



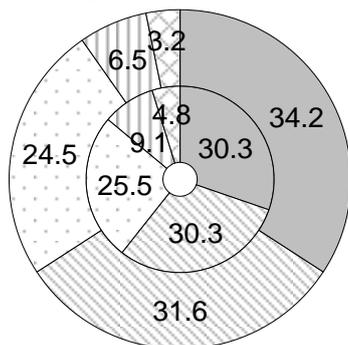
●所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している



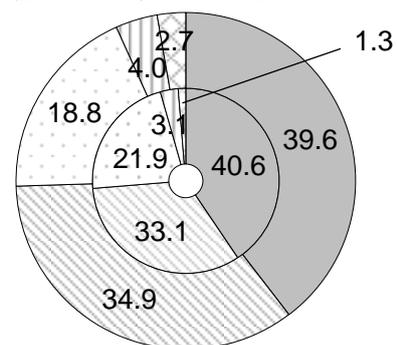
●恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し対策を講じている



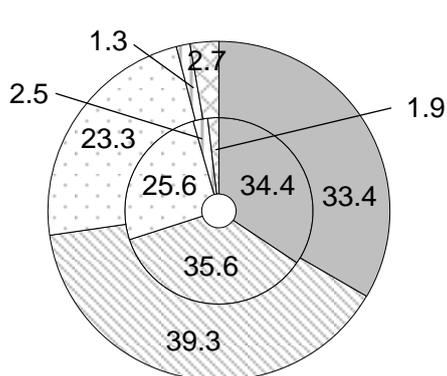
●騒音・振動の発生する作業を行う場合は近隣への声かけを行っている



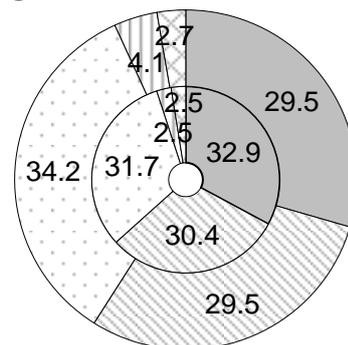
●製造・販売する製品・商品は使用後の処分方法を確保又は把握している



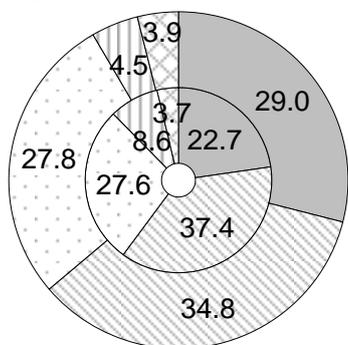
●包装・梱包の簡素化に努めている



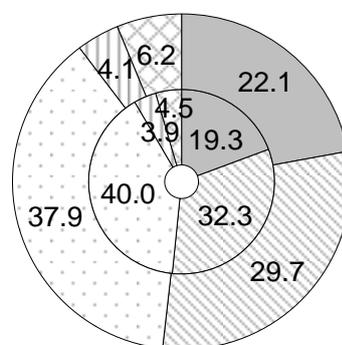
●製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている



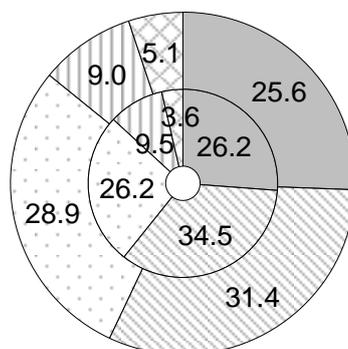
●エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている



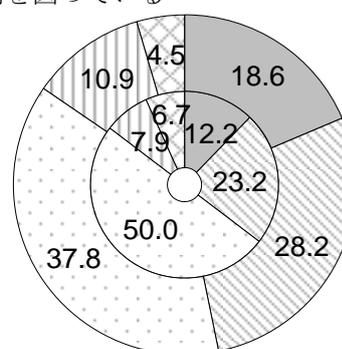
●省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている



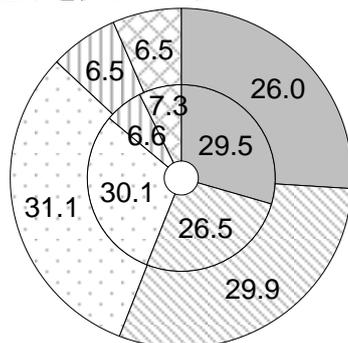
●店舗内・敷地内の緑化に努めている



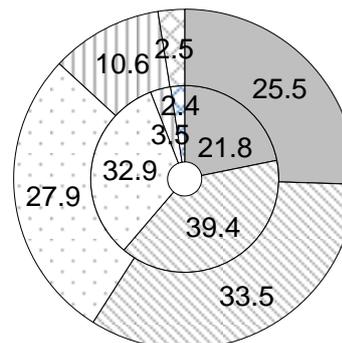
●環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている



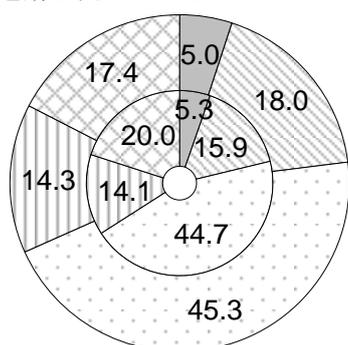
●原材料、資材の調達に当たっては、積極的に地元産を選択している



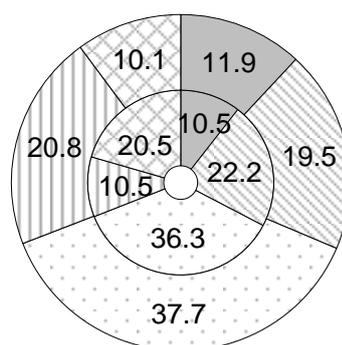
●従業員にエコドライブの実践を促している



●従業員に徒歩・自転車・公共交通機関を利用した通勤を促している



●事業所内での環境教育・環境学習を実施している

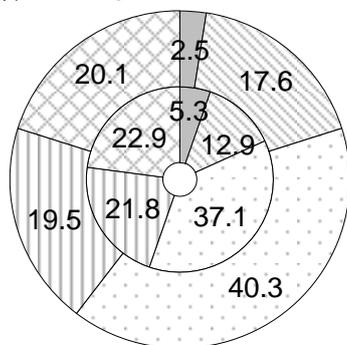


環境意識調査 【事業者意識度】の回答結果

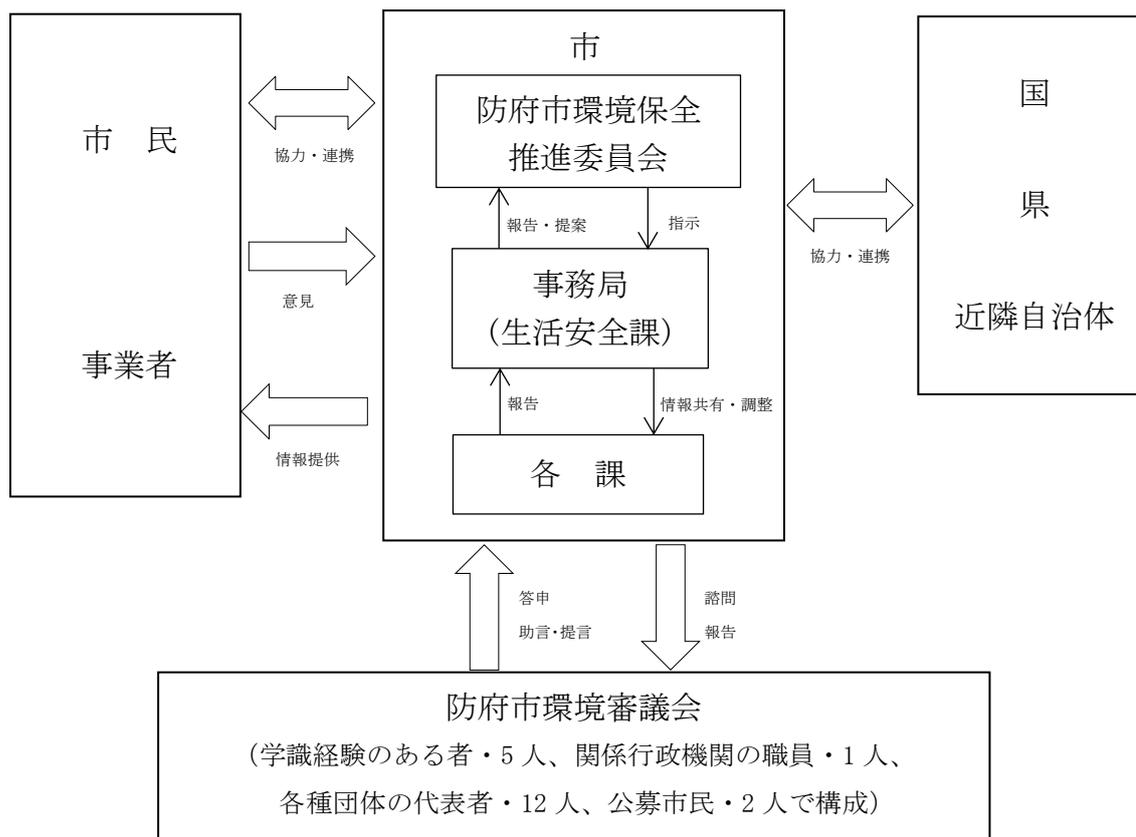
(凡例)	内側：平成23年度調査	■	そう思う	▨	どちらかといえばそう思わない
	外側：平成27年度調査	▨	どちらかといえばそう思う	▩	そう思わない
	単位：%	▩	どちらともいえない		

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。

●地域・NPO・行政等と協働した環境保全活動を行っている



2 防府市環境基本計画 推進体制図



3 防府市環境基本計画 中間年度・見直し 経過

本計画の中間年度・見直しに当たっては、防府市環境審議会の協議等を経て、策定されました。

平成27年11月13日	環境意識調査の実施 (12月11日まで)
平成28年 3月24日	防府市環境審議会〔社会状況・環境変化、計画進捗状況確認〕
平成28年 5月31日	防府市環境保全推進委員会〔見直し素案の協議〕
平成28年 7月 8日	防府市環境審議会に「環境基本計画の見直し」を諮問
〃	防府市環境審議会〔見直しについて協議〕
平成28年 8月24日	パブリックコメントの実施 (9月23日まで)
平成28年10月19日	防府市環境審議会〔見直し案の意見集約〕
平成28年11月 8日	防府市環境審議会から「環境基本計画・見直し案」の答申
平成28年11月15日	防府市環境保全推進委員会〔見直し案のとりまとめ〕

4 防府市環境審議会条例

平成 15 年 3 月 31 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、防府市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 各種団体の代表者
- 四 本市に住所を有する者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条(同条第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議に準用する。

(説明等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(防府市公害対策審議会条例の廃止)

2 防府市公害対策審議会条例(昭和46年防府市条例第2号)は、廃止する。

(会議の招集に係る経過措置)

3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 防府市環境審議会委員名簿

[順不同、敬称略]

区 分	役 職 名 等	委 員 名
学識経験のある者	山口大学名誉教授	◎中西 弘
	山口大学名誉教授	○中尾 勝實
	防府医師会 副会長	木村 正統
	消費生活アドバイザー	島添 美葉子
	樹木医	羽嶋 直美
関係行政機関の職員	山口県山口健康福祉センター 副部長	白銀 政利
各種団体の代表者	中国電力(株)山口営業所 副所長	佐田 伸二
	山口合同ガス(株)防府支店 支店長	茂刈 尚
	防府流通センター協同組合 副理事長	馬場 龍美 (友景 昭隆)
	防府商工会議所 交通運輸部会 部会長	溝田 浩司
	協和発酵バイオ(株)山口事業所防府 取締役事業所長	古谷 將
	マツダ(株)防府工場 総務部(防府)部長 (マツダ(株)防府工場 執行役員防府工場長)	黒瀬 智彦 (向井 武司)
	東海カーボン(株)防府工場 工場長	政所 秀彦 (白石 千鶴浩)
	防府商工会議所 工業部会 部会長	潮 貞男
	防府商工会議所 商業部会 部会長	坂本 恵次
	防府市女性団体連絡協議会	山田 まゆみ
	防府市消費生活研究会 理事	阿部 幹恵
	グリーンコープやまぐち生活共同組合 中部地域 地域理事	竹田 智子 (阿部 果奈子)
本市に住所を有する者	公募委員	辻野 美津子
	公募委員	石本 真司

◎は会長、○は副会長、()は異動等に伴う途中退任者
〔平成27年8月30日～平成28年12月1日現在〕

6 防府市環境保全推進委員会設置要綱

平成 23 年 5 月 10 日制定

(目的)

第1条 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、環境問題に配慮した市政運営の実現のため、防府市環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全に資する施策の総合的、計画的推進に関すること。
- (2) 環境の保全に影響を与える施策の連絡調整に関すること。
- (3) 市による率先的な環境保全行動の推進に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員でないものを会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 会長は、必要に応じて委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会長の命を受け委員会の事務を処理する。
- 3 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 4 作業部会長及び副作業部会長は、会長が指名する。
- 5 作業部会員は、委員が推薦した者をもって充てる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、生活環境部生活安全課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

総務部長、総合政策部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木都市建設部長、教育部長、議会事務局長、消防長、上下水道局長

7 用語解説

あ行

【アスベスト】

天然の繊維状鉱物。建物の耐火材や断熱材として幅広く使用されてきたが、呼吸により肺の組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て健康障害を引き起こすおそれがある。

【一定規模以上の事業所】（「環境保全協定」の締結を市から働きかける事業所の規模）

- 1 水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に規定する汚水等に係る特定施設を設置する工場又は事業場のうち、
 - ① カドミウム等の有害物質を製造し、使用し、若しくは処理するもの。
 - ② 1日当たりの平均的な排水の量が100 m³以上のもの。
- 2 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場のうち、燃料用重油の年間使用量が300 kℓ以上のもの。
- 3 騒音、振動について特に静穏の保持が必要と認められる工場又は事業場。
- 4 悪臭防止法に定める特定悪臭物質を発生する工場又は事業場。
- 5 その他市長が環境の保全するうえで特に必要と認められる工場又は事業場。

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。

【ウォームビズ】

冬のオフィスを暖房だけに頼らずに快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。

【エコカー】

低公害車の通称。従来からのガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。近年では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も含む。

【エコツアーリズム】

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しつつ触れ合い、自然観光資源に関する理解を深める活動。

【エコワット】

簡易型電力表示器。コンセントに家電製品をつなげるだけで、消費した電気量等が確認できる機器。

【NPO】

Non-Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

【温室効果ガス】

太陽のエネルギーから地上で受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6物質を温室効果ガスとして定義している。

か行

【街区公園】

主に街区内に居住する者が利用することを目的とする都市公園。

【外来種】

人の手により自然には分布していなかった地域に持ち込まれた生物種。

【化学的酸素要求量】

水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

【化石燃料】

動植物の死がいや地中に堆積するなどして、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

【環境家計簿】

各家庭でのエネルギー消費量等を温室効果ガス排出量に換算し記録することで、各家庭での生活における温室効果ガス排出量を「見える化」する家計簿。

【環境基準】

環境基本法に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標で、人の健康の保護と生活環境の保全の観点から維持されることが望ましい基準。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境基準が定められている。

【環境への負荷】

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

【環境保全協定】

防府市環境保全条例に基づいて、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ市と事業者が締結する環境の保全に関する協定。

【環境マネジメントシステム】

組織が環境関連法令等の規制を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する一連の仕組み。

【間伐材】

樹木や森林の健全な育成のため繰り返し実施される間引き伐採により得た木材。

【聞いて得するふるさと講座】

市民等の団体等からの要請に基づき、市職員を講師として派遣し行政情報等を提供する制度。通称は「出前講座」。

【クールビズ】

夏のオフィスを冷房だけに頼らずに快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。

【景観植物】

遊休農地などに植えられる、見て楽しむことのできる植物。代表的な植物として、コスモス、ヒマワリなどがある。

【下水道長寿命化計画】

下水道整備の老朽化等を起因とする、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき策定する下水道整備の長寿命化対策に係る計画。

【減農薬栽培】

各地域の慣行的に行われている農薬の使用状況に比べて、農薬の使用を減らして行われる栽培。

【光化学オキシダント】

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素などの物質が、太陽の光を受けて化学反応を起こすことでつくられる酸化力の強い物質（オキシダント）。

光化学スモッグの原因となり、高濃度の場合には、粘膜への刺激や呼吸器への影響を及ぼす。

【ごみ集積施設】

家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化と収集業務の効率化を図るために整備される施設。

【ごみ処理基本計画】

排出される廃棄物を可能な限り減量・資源化し、適正に処理・処分するための効率的な排出抑制・再資源化システムと、そのために必要不可欠な中間処理施設、最終処分施設に関する基本的な事項を定めた計画。

【ゴミゼロエミッション】

廃棄物を再資源化して有効活用することなどにより、廃棄物を一切出さない循環型の社会システム。生産活動から出る廃棄物のうち埋め立て処分する量をゼロにすることをいう場合が多い。

さ行

【サイクルツアー推進事業】

サイクリングを楽しみながら地域の魅力をゆっくりと堪能する新しいツーリズム(サイクルツアー)を普及し、地域の活性化を図るため、サイクリングロードと観光資源、川の親水施設、港湾緑地等との連携を強化する各種施策を総合的に推進する事業。

【最終処分場】

廃棄物の最終処分(埋め立てが原則とされている。)を行う場所。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、基準を超えた有害物質が含まれる産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、性質が安定している廃棄物を埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類がある。

【公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センター】

地域産業の振興を支援する機関として、地域資源を活用した新規事業展開や商品開発、販路拡大などの支援事業を実施している。愛称は「デザインプラザHOFU」。

【在来種】

もともとその地域に分布していた生物種のこと。

【里地里山】

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林(原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、または人為的に再生した森林)と、それらと混在する農地、溜池、草原等で構成される地域概念。

【産業型公害】

事業活動にともなって発生する公害。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のこと。

【幸せます】

「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味で使用されている山口県の方言。防府商工会議所がこの語に「幸せが増す」という意味を付け加えて防府の地域ブランドとし、地域活性化のため様々な取組を行っている。

【CO₂削減運動】

ライトダウン、エコ通勤（ノーマイカーデーなど）、緑のカーテンの設置など、エネルギーの消費を少なくすることによる二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に向けて行う運動。

【市営市民農園】

農業体験の場を提供することにより、市民の農業への理解を促進するとともに、余暇の活用及び健康でゆとりのある市民生活の確保を図るため、市が設置した、市民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分した農地。

【シックハウス】

建材や内装材から発生した揮発性の有機化合物などにより、居住者が皮膚や目、気管支などの刺激症状、倦怠感、めまい、頭痛などの自覚症状を訴える建築物。

【収集運搬許可業者】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市又は県の許可を得て廃棄物の収集運搬を行う者。

【集落営農】

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

【種苗】

植物の種・苗、稚魚、稚貝などの総称。

【循環型社会】

適正な3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会。

【準用河川】

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定した河川。

【省エネ家電】

従来のものに比べて、使用に伴うエネルギーの消費を削減した家電。

【省エネナビゲーション】

測定器と表示器から構成され、家庭での電力消費の状況が一目でわかるような機器。

【省エネルギーラベリング制度】

日本工業規格（JIS）によって導入された制度。家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準を達成しているかどうかを製造事業者等がラベルにより表示するもの。省エネルギーラベルは、カタログや製品本体、包装など、見やすいところに表示されています。

【浄化槽】

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理する浄化槽。

かつては合併処理浄化槽と呼ばれたが、現在は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設が実質的に禁止されているため、浄化槽と言えば合併処理浄化槽を意味する。

【消費者モニター制度】

消費者が消費生活における質問やアンケートに答える制度。

行政が消費生活の現状について安全で快適であるかを調査するために行う場合と、事業者が商品やサービスに関する情報を得るために行う場合とがある。

【食育】

健全な食生活の実現や食文化の継承など目的として、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための取組。

【食品ロス】

食べ残し、賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去などにより、食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。

【新エネルギー】

非化石エネルギーの製造、発生、利用、電気への変換により得られる動力のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが特に必要なもの。

【親水空間】

水に触れたり、接したりして水に親しむ場。近年では、水辺のある公園や、魚類や昆虫との共存を目指した取組を行う場なども含まれる。

【森林管理巡視員制度】

森林が受ける被害の未然防止や早期発見、山地災害の未然防止、間伐が遅れている森林の調査などを行うため巡視員を置く制度。

【森林公園】

森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場となる森林を利用した公園。

【森林ボランティア】

植林、間伐や森林環境教育などの活動を行うボランティア。

【水源涵養機能】

貯水や治水、水をきれいに浄化する機能。

【生活廃水の衛生処理率】

下水道、農業集落排水施設、地域し尿処理施設、浄化槽などにより、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。

【生物化学的酸素要求量】

水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

【生物資源】

食料、衣料、薬品などに人間が資源として利用する又は利用する可能性のある生物。

【全窒素】

水中に含まれるアンモニア、亜硝酸イオン、硝酸イオンの窒素と有機窒素の総量。窒素自体は、直ちに水質汚濁が生じる物質ではないが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化の要因となる。

【全磷】

磷化合物の全体。磷化合物は、動植物の成長に欠かせないが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化の要因となる。

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) の略称であるダイオキシンのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称。

【太陽光発電システム】

太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する仕組み。

【太陽熱利用】

集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱変換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用。

【地域ブランド】

地域のイメージと、地域の商品・サービスとが互いに好影響をもたらしながら、消費者等からの評価を高める無形の資産。

【地球温暖化対策地方公共団体実行計画】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定する地球温暖化対策に係る計画。

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画である事業事務編と、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画である区域施策編に分かれる。

【地球環境問題】

地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少など、地球の全体や広範な部分の環境に影響のある問題。

【中間処理施設】（廃棄物の中間処理施設）

廃棄物を環境に悪影響を与えないよう適正に処理するために、ごみを無害化、安定化、減量化する施設。

【長寿命化修繕計画】

安全・安心な橋梁を後世に適切に残すため、これまでの損傷を把握した後の対応（事後保全）から、計画的かつ予防保全な対応（予防保全）への転換による、橋梁の機能の確実な維持と対策費用の縮減を図り、橋梁を長寿命化するための計画。

【低周波騒音】

人の耳には感知し難い低い周波数（0.1Hz～100Hz）の空気の振動による騒音。低周波振動、低周波音とも言う。

【低炭素社会】

炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会。

二酸化炭素の排出量と吸収量が同じ状態（カーボンニュートラル）やそれに近い状態を目指していく。

【テトラクロロエチレン】

ドライクリーニングの洗剤、金属の脱脂乾燥剤、塗料除去剤として広く用いられる物質。難分解性のため、自然界に残留して人の健康への影響が懸念される土壌・地下水汚染を引き起こすことがある。

な行

【ナビゲーションシステム】

移動中の者に現在の位置情報などを送ることで目的地までの道のを案内する仕組み。

【二酸化硫黄】

石炭や石油などの燃焼時や製鉄、銅精錬工程で排出される腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。

主要な大気汚染物質のひとつで、高濃度では呼吸器の障害を引き起こす。また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質でもある。

【二酸化窒素】

ボイラーや自動車、硝酸製造の工程などで排出される赤褐色の気体。（生物の活動による自然発生もある。）

主要な大気汚染物質のひとつで、高濃度では呼吸器の障害を引き起こす。また、酸性雨、光化学オキシダントの原因物質でもある。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

は行

【ばい煙】

燃料の燃焼などによって発生し、排出されるすすと煙。

大気汚染防止法による規制の対象物質で、対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられている。

【廃棄物】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

【廃棄物減量等推進員】

市から委嘱を受け、各自治会の資源ごみ・危険ごみステーションで、ごみの分別排出の指導やごみステーションの清潔保持の指導にあたる者。

【廃棄物減量等推進審議会】

一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する審議会。本市の審議会は、公募で選ばれた一般市民をはじめ、事業者、関係団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員で構成される。

【ビオトープ】

本来その地域に住む様々な野生の生物が生きることができる生物生活空間。
森林、池沼、草地、干潟、里山、水田などさまざまなタイプのビオトープがある。

【微小粒子状物質】

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策をして進めてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子。

【干潟】

内湾や入江などで干潮の時に現われる、砂や泥がたまっている場所。
埋め立てに適した場所であることから、姿を消していったが、生物の生息場所、水の浄化、魚場、親水など、様々な機能が見直され、全国で保全活動が行われている。

【普通河川】

1級河川、2級河川、準用河川以外の公共の用に供される河川。

【浮遊粒子状物質】

大気中に比較的長く浮遊し、呼吸器系に吸入される粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質。
粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質を包含する。

【分散型エネルギー供給システム】

従来からの大規模な発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するなどの集中型の仕組みに対して、各地域や各家庭でエネルギーをつくり使用する仕組み。

【粉じん】

大気中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理若しくはたい積に伴い発生し、又は飛散する物質と定義されている。

【分別収集】

廃棄物の適正処理や減量化、リサイクルの推進を目的として、廃棄物を不燃ごみや可燃ごみ、資源など2種類以上に分けて集めること。

【ほうふ幸せます人材バンク】

「指導者バンク」^{*1}と「支援者バンク」^{*2}を一体的に運用することで市民の生涯学習のきっかけづくりを推進し、地域とともにある学校づくり及び地域づくりを支援する制度。

^{*1} [指導者バンク]

生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録し、学習を希望するグループ、学校及び地域へ派遣する制度。

^{*2} [支援者バンク]

社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録し、学校や公民館で様々な活動の支援を行う制度。

【防府市売れるものづくり支援事業】

地場産業の活性化を目的として、新商品・新技術の開発や販路の拡大を実現しようとする事業者等に対して、防府市をはじめとする団体が様々な支援を行う制度。

【防府市環境審議会】

本市の環境の保全に関する基本的事項の調査審議などを行う審議会。学識経験のある者、関係行政機関の職員、各種団体の代表者、本市に住所を有する者のうちから市長が任命した委員で構成される。

【防府市市民活動支援センター】

市民活動の促進支援、活性化を図るため、人材養成・育成や情報収集・発信、活動の場の提供などを行う業務の拠点。

【防府市森林整備計画】

地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的に、本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めた計画。

【防府市生活交通活性化推進協議会】

様々な関係者がそれぞれの立場からできることを考え、一体となって生活交通の活性化を推進するために設置された協議会。学識経験者、交通事業者、団体等の代表者、公募による者で構成される。

【防府市青少年科学館（ソラール）】

市民の科学及び科学技術に関する知識の普及並びに啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的とする施設。

【防府市都市サイン基本計画】

本市のサイン設置の指針とすることを目的に、サインのもつ役割や位置づけ、設置に対する動機づけを明確にする計画。

【防府市緑化推進委員会】

緑化推進に関する啓発活動、緑の募金などにより、本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりを推進する委員会。

ま行

【マニフェスト制度】

産業廃棄物の適正処理を徹底するため、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に産業廃棄物に付けて受託者に渡す管理票（マニフェスト）を利用し、廃棄物の受け渡しや処理の流れを把握する制度。

【水辺の学校】

河川に生息する水生生物を指標とした水質状況調査。

【三田尻中関港港湾計画】

重要港湾三田尻中関港における、物流、交流、環境、安全の4つの機能を融合させた活力と魅力のあるみなとを目指すために策定された平成30年代前半を目標年次とする山口県の港湾計画。

【緑のカーテン】

窓辺などにツタ性の植物を栽培し、簾やカーテンのような光を遮る効果（遮光作用）と植物から吐き出される水分により周りの熱を奪う効果（蒸散作用）によって、エネルギーを消費することなく夏の室温を下げることを目的とする植物のカーテン。

【藻場】

沿岸の海底で海草・海藻類が群生している場所。

海草・海藻類は、酸素を供給したり、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類等の餌になるほか、産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、多様な生物に生息の場となっている。

や行

【山口防府バイコロジー運動をすすめる会】

バイク(自転車)とエコロジー(生態学)の合成語で、アメリカで提唱された市民運動であるバイコロジー運動を推進するため組織された会。自転車の安全点検、安全運転講習、サイクリング大会などを行っている。

【有機栽培】

化学合成農薬と化学肥料を使用しないで行われる栽培。

【遊休農地】

耕作されていないくて、引き続き耕作されないと見込まれる農地や、農業上の利用の程度がその周辺の農地と比べ著しく劣っていると認められる農地。

ら行

【ライフサイクルコスト】

消費者の立場からは、製品を購入してから手放すまで、製造者の立場では、企画・研究開発から処分までの間に発生する製品等にかかる費用。

建築物では、企画・設計・建築し、その建物を維持管理して(光熱費等も含む)、最後に解体・処分するまでの、建物の全生涯にかかる費用の総額となる。

【リサイクルルート】

リサイクルを行うために、市町村がびんや缶などを回収したり、事業者が自社で製造・販売した使用済み製品を回収したりする際の仕組。

容器包装リサイクル法では、容器包装を製造・利用する事業者が使用済み製品の容器包装を自主的に回収する「自主回収ルート」、事業者が市町村から分別収集された容器包装を回収する「独自ルート」、市町村が分別収集した容器包装の回収等の再商品化を事業者が指定法人に委託して行う「指定法人ルート」の3つが定められている。

【緑道】

都市公園の一種で、植樹帯や歩行者路、自転車路を主体にした緑地。

主に公園・学校・商店・駅前広場など公共サービス施設を結ぶように配置されるが、住宅地域の小道の場合もある。

【レジ袋無料配布の中止】

使い捨てにされることが多いレジ袋の使用を削減するため、市民、小売業者、行政が協働して、店頭におけるレジ袋の無料配布を中止し、必要とする消費者にのみ有料でレジ袋を販売すること。

防府市環境基本計画
中間年度・見直し

平成 28 年 12 月

編集発行：防府市生活環境部生活安全課
(〒747-8501 防府市寿町 7 番 1 号)